

石綿(アスベスト)対策

－予防から救済まで－

石綿による健康被害に関する問題に対しては、今後の被害を未然に防止するための対応、隙間のない健康被害者の救済、国民の有する不安への対応を図るため、関係各機関により、石綿問題に係る総合対策が進められています。

このパンフレットは、労働安全衛生法、石綿障害予防規則を中心とした石綿ばく露防止・健康障害防止のための関係法令、石綿作業従事者の健康診断等の内容、健康被害者に対する補償・救済制度等について総合的に解説したものです。



石綿対策 — 予防から救済まで —

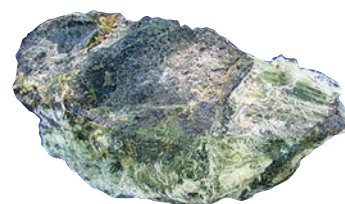
第1	石綿とは	1
1	石綿の種類	1
2	石綿の有害性	1
3	石綿の輸入、使用状況	2
第2	石綿に関する主な関係法令の内容と所管機関	3
第3	石綿ばく露防止、健康障害防止対策等	4
1	製造、使用、輸入、譲渡、提供に係る規制	4
2	石綿の除去などの作業についての規制の体系	5
3	建築物等の解体等の作業における石綿対策	6
4	建築物からの石綿粉じん対策	8
5	船舶等の作業における石綿対策	10
6	石綿含有成形板等を除去する作業等について	11
7	再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等	13
8	建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針	14
第4	石綿作業従事者の健康管理	18
1	健康診断	18
2	健康管理手帳	20
第5	石綿による健康被害に対する補償、救済	21
1	労災保険法に基づく労災補償制度	21
2	石綿救済法に基づく救済制度	24
第6	相談対応の体制	25
第7	参考	37
1	Q & A	37
2	参考図書	66
3	参考ホームページ	67
	石綿障害予防規則に定める措置事項（抜粋）	68

第1 石綿とは

1 石綿の種類

石綿は「アスベスト」と書き、「せきめん」「いしわた」とも呼ばれ自然界に存在する鉱物繊維です。

石	分類	石綿名
	じゃもんせき 蛇紋石系	クリソタイル（白石綿）
綿	かくせんせき 角閃石系	クロシドライト（青石綿）
		アモサイト（茶石綿）
		アンソフィライト
		トレモライト
		アクチノライト



石綿は粉碎した時に縦に裂けて（劈開）、次々に細い繊維になり、クリソタイルの単一繊維の直径は $0.02\sim 0.04\ \mu\text{m}$ 、角閃石族の石綿の単一繊維の直径は $0.1\sim 0.2\ \mu\text{m}$ と、ヒトの髪の毛の直径およそ $40\ \mu\text{m}$ と比べて非常に細く、肉眼では見ることが出来ません。このような直径が非常に小さい繊維は長くても吸入性粉じんとなり、ヒトの肺胞にまで到達します。

2 石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害が発生するおそれがあります。

・石綿肺

じん肺の一種で、石綿粉じんを吸入することによって起こる肺線維症です。せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

・肺がん

肺にできる悪性の腫瘍です。

喫煙は石綿による肺がんの発症リスクを極めて高くするといわれていますので、禁煙を心掛けましょう。

・中皮腫（ちゅうひしゅ）

肺を取り囲む胸膜や、腹部臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍です。

・ 良性石綿胸水

石綿ばく露によって生じる胸膜炎です。

・びまん性胸膜肥厚（びまんせいきょうまくひこう）

臓側胸膜の病変で、壁側胸膜との癒着を伴う胸膜肥厚です。

3 石綿の輸入、使用状況

石綿は、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用され、その他、化学プラント設備用のシール材、摩擦材等の工業製品等に使用されました。

現在、石綿製品については輸入、使用等が**全面禁止**されていますが、今後石綿製品を使用した建築物の解体等が増加すると見込まれます。

日本への石綿輸入量は1960年代より増加し、1974年の35万トンを経最高に年間約30万トン前後で推移してきましたが、1990年代から年々減少傾向にあり、2002年は4万3千トン、2004年の輸入量は8千トンでした。

石綿含有製品の主な種類、用途及び規制等の状況

	分類	石綿含有製品の主な種類	主な用途	規制等の状況	
建	吹付け材	吹付け石綿	鉄骨の耐火被覆、内壁・天井の吸音・断熱	昭和50年に原則禁止	
		石綿含有吹付けロックウール	鉄骨の耐火被覆、内壁・天井の吸音・断熱、天井の結露防止	石綿含有率5%を超えるものは、昭和50年に原則禁止	
		石綿含有吹付けパーミキュライト（ひる石吹付け）		石綿含有率1%を超えるものも、おおむね昭和62年頃に製造中止	
石綿含有パーライト吹付けなど		法的には、石綿含有率1%を超えるものは、平成7年に原則禁止 平成17年の石綿則施行で全面禁止			
材	保温材等	石綿含有保温材	配管やボイラー等の保温	おおむね昭和55年頃に製造中止	
		石綿含有耐火被覆材	鉄骨等の耐火被覆	おおむね昭和62年頃に製造中止	
		石綿含有断熱材	屋根裏の結露防止、煙突の断熱	おおむね平成3年までに製造中止	
	成形板等	石綿含有ロックウール吸音天井板	天井の吸音	おおむね昭和62年頃に製造中止	
		ビニル床タイル ビニル床シート	床	石綿含有のものは、昭和63年までに製造中止	
		パルプセメント板	内壁、天井、軒天	石綿含有のものは、平成16年までに製造中止	
		スレート・木毛セメント積層板	屋根の下地、壁	接着するフレキシブル板が平成16年に石綿含有製品の製造等を禁止	
		石綿セメント円筒	煙突、ケーブル保護管、温泉の送湯管、排水管等	石綿含有のものは、平成16年に法的に製造・使用等が禁止	
		押出成形セメント板	非耐力外壁、間仕切り壁		
		住宅屋根用化粧スレート	屋根材として張られた坂の上に葺く化粧板		
		繊維強化セメント板※	屋根、外壁、内壁、天井、軒天、耐火間仕切り		
		窯業系サイディング	外壁		
	非 建 材	摩擦材	クラッチフェーシング	クラッチ	石綿含有のものは、平成16年に法的に製造・使用等が禁止
			クラッチライニング		
			ブレーキパッド	ブレーキ	
ブレーキライニング					
接着剤		断熱材用接着剤	高温下で使用する工業用断熱材どうしの隙間の接着		
石綿紡織品		石綿糸、石綿テープ	グランドパッキン等の原料	平成18年9月1日、既設の施設の使用についての一部例外品を除き、製造・使用等が全面禁止	
		石綿布	石綿手袋、衣服、前掛け、耐火カーテン、石綿布団等	平成24年3月1日、平成18年9月1日前に製造または現に使用され、同日以降使用されている、ジョイントシート、ガスケットおよびその原料を除き全面禁止	
シール材		石綿含有ガスケット	配管用フランジ等静止部分		
		石綿含有パッキン	ポンプの軸封等の運動部分		
電気絶縁板		電気絶縁用石綿セメント板	配電盤等		

※ JIS A5430:2001 の規格における「繊維強化セメント板」には、成形板等に分類されるものとして、スレート波板、スレートボード（フレキシブル板・軟質フレキシブル板・平板・軟質板）、パーライト板、けい酸カルシウム板第一種、スラグセッコウ板がある。

第2

石綿に関する主な関係法令の内容と所管機関

石綿に関する主な関係法令一覧

	名 称	主な内容、改正の動向等	所管機関
(1)	安衛法 <労働安全衛生法> 安衛則 <労働安全衛生規則> 石綿則 <石綿障害予防規則>	・石綿の製造、使用等の禁止 ・石綿取扱等業務に係る措置、届出 ・作業主任者、特別教育 ・健康診断、健康管理手帳 平成26年6月1日改正	厚生労働省 東京労働局 労働基準監督署
(2)	じん肺法	・じん肺健診の実施 ・健診結果による健康管理 ・じん肺管理区分決定	厚生労働省 東京労働局 労働基準監督署
(3)	大防法 <大気汚染防止法>	・石綿粉じん飛散防止に係る作業基準の遵守、届出 ・石綿を使用している工作物の解体作業を規制 平成25年6月21日改正	環境省 東京都 環境局 区市
(4)	環境確保条例 <都民の健康と安全を確保する環境に関する条例>	・石綿含有建築物解体工事に係る作業上の遵守事項、届出 ・石綿飛散状況の監視 平成26年3月31日改正	東京都 環境局 区市
(5)	廃棄物処理法（廃掃法） <廃棄物の処理及び清掃に関する法律>	・特別管理産業廃棄物（飛散性石綿）とそれ以外の産業廃棄物（非飛散性石綿）の区分に応じた保管、収集運搬、処理 ・特別管理産業廃棄物管理責任者 ・廃石綿等の埋立基準、無害化処理認定、熔融施設の基準 平成22年5月19日改正	環境省 東京都 環境局
(6)	建設リサイクル法 <建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律>	・分別解体計画の作成、施行、届出 ・解体工事業登録制度 平成16年12月1日改正	国土交通省 東京都 都市整備局 区市
(7)	建築基準法	・増改築時における除去等の義務付け ・定期報告制度による閲覧 平成20年5月23日改正	国土交通省 東京都 都市整備局
(8)	宅建法 <宅地建物取引業法>	・石綿調査に関する事項を宅地建物取引の際の重要事項説明とする 平成21年6月5日改正	国土交通省 東京都 都市整備局
(9)	労災保険法 <労働者災害補償保険法>	・石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する労災補償 平成24年3月29日認定基準改正	厚生労働省 東京労働局 労働基準監督署
(10)	石綿救済法 <石綿による健康被害の救済に関する法律>	・石綿による健康被害を受けた方及びその遺族で、労災補償等の対象とならない方に対する救済給付 平成23年8月30日改正	厚生労働省 東京労働局 労働基準監督署 環境省 環境再生保全機構 保健所

※所管機関の詳細は後記第6を参照

第3 石綿ばく露防止、健康障害防止対策

1 製造、使用、輸入、譲渡、提供に係る規制

<平成24年3月1日より石綿全面禁止>

石綿のうち、アモサイト、クロシドライト及びこれらをその重量の1.0%を超えて含有する物は平成7年4月1日から、アモサイト及びシクロライト以外の石綿をその重量の1.0%を超えて含有する物のうち建材等10品目は平成16年10月1日から、それぞれ製造、輸入、譲渡、提供が禁止されました。また、平成18年9月1日より労働安全衛生法施行令の改正により、一部の製品を除き石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止され、平成24年3月1日以降は**例外なく**、石綿全面禁止されています。

- ただし、下表の製品については平成18年9月1日前において現に使用されている物については、同日以降引き続き使用※されている間は、製造等の禁止の規定は適用されません。 ※「使用」されているとは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。
- 平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、製造等の禁止の規定は適用されません。

事業者の皆様へ

- 石綿含有製品の**在庫品**についても、**譲渡、提供又は使用が禁止**されています。
- 過去に石綿が使用されていた製品（スレート材、パッキン等のシール材等）を販売する卸売業者においては、該当製品が**石綿を含有していないことを確実に確認**した上で、販売する必要があります。
- これらの製品を使用する事業者においても、該当製品が**石綿を含有していないことを確実に確認**した上で、使用する必要があります。
- 機械製品等の輸入**に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことをあらかじめ**書面や分析結果**により確認する必要があります。

製造等禁止前に使用されていた主な石綿（石綿）含有製品

製品の種類		主な用途
建材	石綿セメント	煙突など
	押し出し形成セメント板	建築物の非耐力外壁および間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板（平板）	建築物の外装および内装
	繊維強化セメント板（波板）	建築物の屋根および外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
摩擦材	クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング	自動車用と産業用（クレーン、エレベーター等）のブレーキなど
接着剤		高温化で使用する工業用断熱材料同士の隙間を埋めるものなど
耐熱、電気絶縁板		配電盤など
シール材	ガスケット	配管用フランジなどの製紙部分の密封に用いられるもの
	パッキン	バルブやポンプの軸封などの運動部分の密封に用いられるもの
その他の石綿製品		工業製品材料（ジョイントシート、石綿布など）実験用金網など

輸入製品に石綿の混入が判明し、輸入者が製品、部品の回収をした事例

・パッキン	（鉄鋼プラント、農業機械及び焼却炉として）
・ガスケット	（航空機用、自動二輪車として）
・セラミック付き金網	（学校実験用）
・ブレーキシュー・パッド	（自動二輪車として）

2 石綿の除去などの作業についての規制の体系

		石綿を含む建築物の解体・改修などの作業								
		吹き付け石綿 (いわゆるレベル1)				保温材、耐火被覆材、断熱材 (著しい粉じん発散のおそれがある場合) (いわゆるレベル2)				その他の材料 (いわゆるレベル3)
		耐火建築物・準耐火建築物における除去	その他の除去	封じ込め・囲い込み(切断などを伴う)	囲い込み(切断などを伴わない)	除去(切断などを伴う)	除去(切断などを伴わない)	封じ込め・囲い込み(切断などを伴う)	囲い込み(切断などを伴わない)	除去
事前調査・調査結果の揭示		○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画		○	○	○	○	○	○	○	○	○
届出	安衛則(計画届)	○								
	石綿則(作業届)		○	○	○	○	○	○	○	
	大防法	○	○	○	○	○	○	○	○	
	環境確保条例	○	○	○	○	○	○	○	○	
	建設リサイクル法	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	東京都要綱(廃棄物)	○	○			○	○			
	その他、建築基準法、市区町村条例等により、必要となる場合あり									
特別教育		○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者		○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具等		◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
湿潤化		○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離及びその解除措置		○	○	○		○		○		
作業者以外立入禁止					○		○		○	
関係者以外立入禁止		○	○	○	○	○	○	○	○	○
濃度測定	石綿則	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	(屋内作業場の空気中における6月以内ごとに1回、定期的な濃度測定)									
	環境確保条例	○	○	○	○	○	○	○	○	目的監視
		(敷地境界線の大气中における工事開始前、作業施工中、工事終了時の濃度測定)								
健康診断		○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業記録		○	○	○	○	○	○	○	○	○
喫煙禁止		○	○	○	○	○	○	○	○	○
揭示	注意事項等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	作業のお知らせ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民等に対する説明		市区長村条例等により、必要となる場合あり								
設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○
容器		○	○	○	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮		○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物処理	飛散性(廃石綿)	○	○			○	○			
	非飛散性									○
特別管理産業廃棄物管理責任者		○	○			○	○			

※1 ◎印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限ります。

※2 レベル1～3の区分は石綿則で直接規定している分類ではないが、建築物等の解体等の作業を行う場合、解体等される建材の種類ごとに3つの作業レベルに分類し、それぞれのレベルに応じた適切なばく露防止対策を講ずるよう一般に示されているもの。

各レベルの考え方は次のとおり。

レベル1：著しく発じん量の多い作業であり、厳重なばく露防止対策が必要である。

レベル2：比重が小さく、発じんしやすいため、レベル1に準じた対策が必要である。

レベル3：発じん性の比較的低い作業であるが、破碎、切断等の作業においては発じんを伴うため対策が必要である。

3 建築物等の解体等の作業における石綿対策

(1) 解体工事や作業の発注時などにおける措置（石綿則第8条、第9条関係）

建築物や工作物、鋼製の船舶の解体、改修などの工事や石綿の封じ込め、囲い込みの作業を発注する場合は、直接工事を行う事業者に対してだけではなく、**工事の発注者、注文者**に対しても次のことを規定しています。

●情報の提供（石綿則第8条関係）

建築物の解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込め、囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、その建築物などの石綿含有建材の使用状況など（設計図書など）を通知するよう努めなければなりません。

●注文者の配慮（石綿則第9条関係）

作業を請け負った事業者が、石綿による健康障害防止のために必要な措置を取ることができるよう、作業の注文者は、労働安全衛生法などの規定が**遵守**できるような契約条件（解体方法、費用、工期など）となるよう配慮しなければなりません。

(2) 事前調査、掲示（石綿則第3条関係）

事業者は、上記(1)の作業を行うときは、あらかじめ**石綿の使用の有無を目視、設計図書などにより調査し、その結果を記録**しておかなければなりません。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

また、これらの調査を終了した日、調査の方法、結果の概要について、**作業場の見やすい箇所に掲示**しなければなりません。

ただし、石綿が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を取る場合、分析調査の必要はありません。

(3) 特別の教育（安衛則第36条、石綿則第27条関係）

事業者は、上記(1)の作業に従事する労働者に、次の項目について教育を行わなくてはなりません。

- ① 石綿の有害性（30分以上）
- ② 石綿を含む製品の使用状況（1時間以上）
- ③ 石綿を含む製品の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間以上）
- ④ 保護具の使用方法（1時間以上）
- ⑤ その他石綿を含む製品のばく露の防止に関し必要な事項（1時間以上）



(4) 作業主任者の選任（石綿則第19条、第20条関係）

事業者は、**必要な技能講習**を修了した者のうちから、**石綿作業主任者**を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

- 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またはこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- 保護具の使用状況を監視すること

(5) 作業計画の策定（石綿則第4条関係）

事業者は、上記(1)の作業を行うときは、あらかじめ次の事項が示された**作業計画**を定め、それに沿って作業を行わなければなりません。

- ① 作業の方法、順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止、または抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

(6) 届出（安衛則第90条、石綿則第5条関係）

- ① 耐火建築物や準耐火建築物での吹き付け石綿の除去作業については、**工事開始の14日前までに、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません。**
- ② 次に掲げる作業を行う場合は、工事開始前までに所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。
 - ・石綿を含む保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業
 - ・封じ込め、または囲い込みの作業
 - ・保温材・耐火被覆材・断熱材以外の吹き付け石綿の除去作業

(7) 隔離・立入禁止など（石綿則第6条、第7条、第15条関係）

- ① 建築物などの解体などの作業における吹き付け石綿の除去・封じ込めの作業や石綿の切断などを伴う囲い込みの作業、または保温材・耐火被覆材・断熱材の石綿の切断などを伴う除去・囲い込みの作業や封じ込めの作業を行うときは、次の措置を取らなければなりません。ただし、同等以上の効果のある措置を取ったときは、この限りではありません。
 - ・作業場所を隔離すること
 - ・作業場所の排気に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること
 - ・集じん・排気装置の排気口からの粉じんの漏えいの有無を点検すること
 - ・作業場所、前室を負圧に保つこと
 - ・作業場所の出入口に前室を設置すること
 - ・前室に洗身室、更衣室を併設すること
 - ・前室が負圧に保たれているか点検すること
 - ・異常があれば作業を中止し、集じん・排気装置の補修などを行うこと
- ② 建築物などの解体などの作業における石綿の切断などを伴わない囲い込みの作業、石綿の切断などを伴わない保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業を行うときは、作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。
また、特定元方事業者は、関係請負人に作業の実施についての通知や作業の時間帯の調整などの必要な措置を取らなければなりません。
- ③ その他の、石綿を使用した建築物の解体などを行う作業場においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

(8) 保護具の着用（石綿則第14条、第44条、第45条関係）

建築物などの解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込めまたは囲い込みの作業をするときは、労働者に**呼吸用保護具（防じんマスク、送気マスクなど）、作業衣または保護衣**を使用させなければなりません。また、隔離した作業場所における吹き付けられた石綿の除去作業では、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能がある送気マスクなどに限ります。



(9) 湿潤化（石綿則第13条関係）

上記(1)の作業を行うときは、著しく困難な場合を除き、石綿を**湿潤な状態**にしなければなりません。

(10) 作業後や保護具などの保管（石綿則第6条、第32条の2、第46条関係）

- ① 作業場所の隔離を行った際は、その作業場所内の石綿粉じんを処理するとともに、吹き付け石綿の除去や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の除去の作業を行った場合は、**除去した部分を湿潤化した後でなければ隔離の装置を解除することはできません。**
- ② 足場、器具、工具などを廃棄するために容器などに梱包したとき以外は、付着した石綿を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。
- ③ 保護具などを廃棄するために容器などに梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。また、他の衣服から隔離して保管しなければなりません。

4 建築物からの石綿粉じん対策

石綿則では、石綿が吹き付けられた建築物における業務に関して、事業者、所有者、管理者等に一定の措置が義務付けられています。

(1) 建築物に吹き付けられた石綿の管理（石綿則第10条関係）

- ① 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- ② 事業者は、その労働者を臨時に就業させる（※）建築物に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。
（※）労働者を臨時に就業させるとは、通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業に従事させることをいい、例えば、天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検、補修等の作業、掃除の作業等があります。
- ③ 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、①と同様の措置を講じなければなりません。

(2) 建築物の解体工事等の発注時における措置

建築物等の解体、改修等の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者にその労働者への石綿のばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられているとともに、工事の発注者も次のことに配慮しなければなりません。

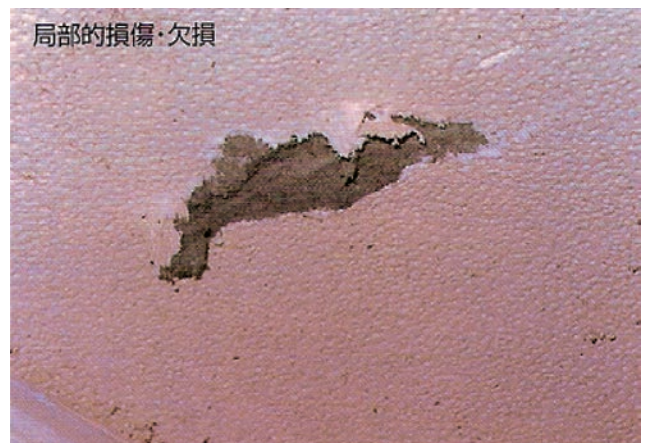
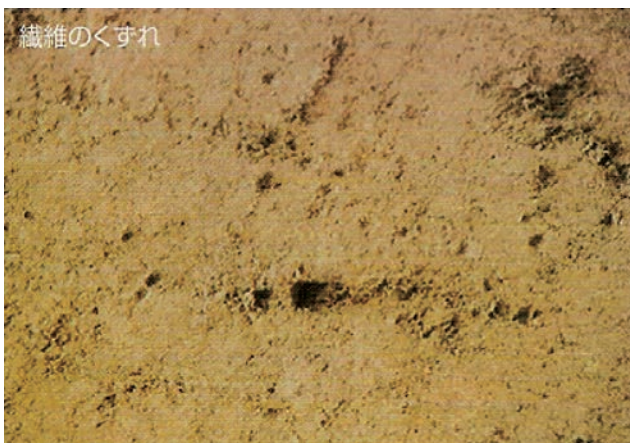
① 情報の提供（石綿則第8条関係）

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

② 工期、経費等の条件（石綿則第9条関係）

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることをしないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

損傷、劣化した吹付け石綿の例



(引用：「既存建築物の吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、日本建築センター)

除 去

除去とは、吹付け石綿を全部除去して、他の非石綿建材に代替する方法をいいます。この方法は吹付け石綿からの発じん防止の方法として効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの(脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等)、基層材との接着力が低下しているもの(吹付け層が浮き上がっているもの等)、振動や漏水のあるところに使われているもの等は、完全に除去する必要があります。

封じ込め

封じ込めとは、吹付け石綿の表面に固化剤を吹付けることにより塗膜を形成する(塗膜性封じ込め処理=表面固化形)、吹付け石綿の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化する(浸透性封じ込め処理=浸透固化形) ことにより吹付け石綿からの発じんを防止する方法をいいます。

囲い込み

囲い込みとは、石綿が吹付けられている天井、壁等を非石綿建材で覆うことにより、石綿粉じんを室内等に発散させないようにする方法をいいます。

5 船舶等の作業における石綿対策

○石綿障害予防規則（石綿則）の改正の概要（平成23年8月1日施行）

建築物解体における同等の措置が、船舶（鋼製の船舶に限ります）の解体についても義務づけられることとなりました。具体的には次のとおりです。

（1）石綿等を除去する際の隔離等（第6条関係）

壁等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う際に、当該石綿等を除去するに当たり、それ以外の作業を行う作業場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等の措置を行うことが必要になりました。

（2）石綿等を除去する際の電動ファン付き呼吸用保護具等の使用（第14条関係）

船舶内において、（1）により隔離を行った作業場所で、吹き付けられた石綿等を除去するに当たり、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具、又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用させることが必要になりました。

（3）その他

ア 石綿等を除去する際のあらかじめの届出（第5条関係）

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業を行う際に、石綿等を除去するに当たり、労働基準監督署長にあらかじめ届け出ることが必要になりました。

イ 石綿等を切断等しない場合の作業員以外の立入禁止等（第7条関係）

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業を行う場合であって、石綿等を切断等しない場合に、作業を行う労働者以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を掲示することが必要になりました。

ウ 吹付け石綿が損傷等している場合の除去等管理（第10条関係）

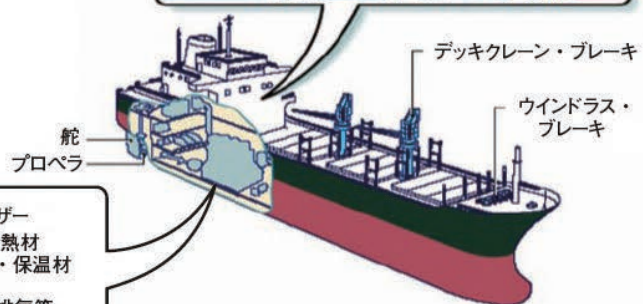
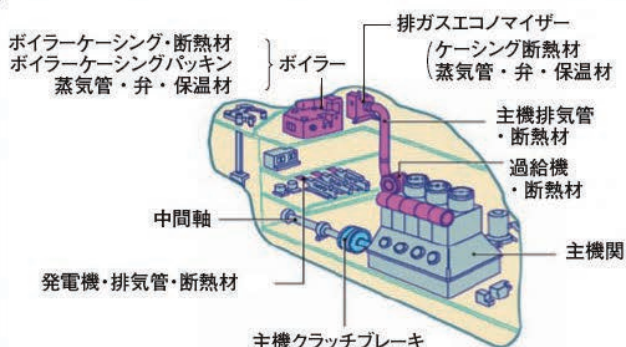
石綿等が吹き付けられた船舶において、損傷・劣化等により就業する労働者が石綿等にはく露するおそれがある場合、除去、封じ込め等を行わなければなりません。また、労働者が臨時に就業する場合には呼吸用保護具等を使用させなければなりません。

船舶における使用箇所の例

石綿が使用されている可能性がある主な部位は下図のとおりです。

● 石綿使用部位

◎機関室
配管保温材
配管・パッキン
エンジンケーシング・天井断熱材



（財）日本船舶技術研究協会
「船舶における適正なアスベストの取扱いに関する
マニュアル」より

6 石綿含有成形板等を除去する作業等について

建物等の解体・改修における事前調査

建築物解体・改修時には、木造建築であっても、吹き付け材がなくても、石綿の有無を判断するための事前調査が義務付けられています。目視や設計図書等で判断がつかない場合は、石綿があるものとして作業を行うか、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。また、これらの調査を終了した日、調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。（石綿障害予防規則第3条）

石綿含有成形板等を除去する作業（いわゆるレベル3作業）

取扱い時の発じん性が比較的低い、石綿を含有する成形板等【スレートボード、吸音板、ビニル床タイル（Pタイル）、けい酸カルシウム板、サイディング、セメント板等】を除去する作業であっても、破壊や破断を行ったり、また、適切な飛散・ばく露防止措置を伴わなければ、高濃度の石綿にばく露するおそれがありますので注意が必要です。

建築物の施工部位の例

天井／壁	内装材	：スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板
天井／床	吸音断熱材	：石綿含有ロックウール吸音天井板
床材		：ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天	外装材	：窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
屋根材		：スレート波板、住宅屋根用化粧スレート

作業計画の策定と実施

石綿含有成形板等の建材を除去する作業では、次の点に留意して作業の計画を策定するとともに、作業を実施してください。

1) 作業計画の策定

石綿除去作業に必要な作業計画は、事前調査の結果や建築物の解体に関する作業計画を踏まえたものにしましょう。

2) 作業の方法

■手ばらし作業

可能な限り破壊や破断を伴わない方法で行い、原則として手ばらしで、原形のまま除去してください。それができない場合は十分に湿潤化し、高性能真空掃除機で集じんしながら作業してください。取りはずした建材は高所からの投下などのないように注意してください。

3) 石綿粉じんの発散防止

■湿潤化

原則として散水又は薬液の散布等により、湿潤化して作業を行います。散水することにより足元が滑りやすくなることや重量物などが手から滑って落下する恐れがある場合は、留め付け部分のみでもかまいません。

4) 労働者の石綿粉じんのばく露防止対策

労働者の健康障害を防止する観点から、以下が石綿障害予防規則により義務付けられています。

①石綿作業主任者の選任

②労働者への特別教育の実施

（対象は解体等作業に従事する労働者全員です。）

③適切な呼吸用保護具の使用

（電動ファン付き呼吸用保護具又は取替式防じんマスク【RS3・RL3】を使用してください。）

④保護衣又は作業衣の使用

⑤作業に関係ない者の立入禁止措置

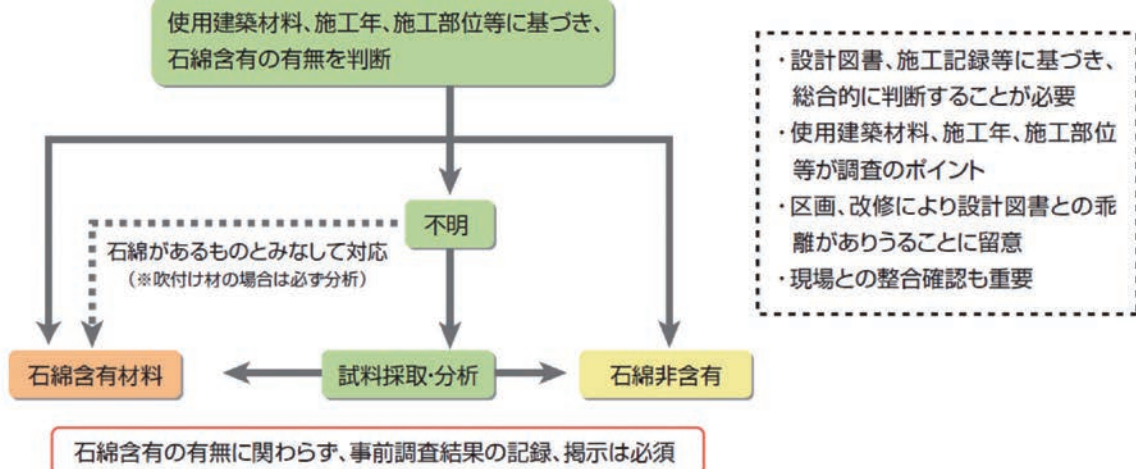
⑥作業の記録及び保管（40年間）

⑦健康診断の実施及び記録の保管（40年間）

※石綿吹付け材や石綿含有保温材等の除去作業では、より厳重な飛散・ばく露防止対策を講じるとともに届出等が必要です。

事前調査の流れ

事前調査の流れ



罰則について

石綿障害予防規則は労働安全衛生法に基づく省令であり、各規定に違反した場合は、労働安全衛生法に基づく罰則の適用があります。(一部規定を除く)

石綿含有成形板等を取り外した後は次の点にも留意

▼ 再利用しないでください

建築物等に使用されていた石綿含有成形板等を取り外した後に再利用したり、他者に譲渡・提供することは固く禁じられています。(労働安全衛生法第55条)

▼ 壊さないでください

取り外した石綿含有成形板等は、壊さずに廃棄してください。サイズが大きく運送等に当たり、やむを得ず切断等する場合には、十分湿潤化するとともに、適切な呼吸用保護具を着用し、石綿粉じんの飛散・ばく露を防止してください。

その他の一般的な安全衛生対策

- ▼ 建物の解体・改修時には、屋根や足場等からの転落に注意すること
- ▼ スレート板等の踏み抜きによる転落事故にも注意すること
- ▼ 建設用機械(重機)の近くでの作業は避けること
- ▼ 作業の前後にこまめに水分、塩分を摂取するなど熱中症対策を講じること

石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について

石綿障害予防規則の規制対象となる「石綿等」とは、石綿又は石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物であり、これが建築物に吹付け工法により施工されたものについては、「吹付けられた石綿等」に該当し、その除去等作業に当たっては労働基準監督署への届出をはじめとした各種措置があります。

除去における石綿飛散防止の考え方は「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル【2.11版】」(厚生労働省 平成29年11月)に掲載されています。

なお、大気汚染防止法においても吹付け工法により施工されたものは「吹付け石綿」に該当し、自治体への届出等が必要です。

不適切な事前調査の例

不適切・不十分な事前調査に基づく解体等の作業の実施は、労働者のばく露防止・健康障害防止に多大な悪影響を及ぼすのみならず、周辺住民とのトラブルに発展する恐れがあります。

例：木造建築だから石綿はないと決めつけ、目視、設計図書等による調査などを行わない
《事業者が労働者を使用して建築物等を解体等する際に、建材中の石綿の有無を事前に調査することは法律上の義務》

例：増改築が繰り返された建物であるのに1箇所でしか試料を採取・分析しない

例：天井の吹付け材の色が明らかに青みがかったのにクリソタイル（白石綿）との分析結果が出ている

例：根拠となる資料を提供することなく発注者が石綿非含有であると通知し、解体業者も通知を信用して事前調査を行わない

例：事前調査の対象に部屋の改修工事を含めなかった
《事前調査の対象となる「建築物、工作物の解体、破碎等」の「等」には改修工事も含まれる》

7 再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等

石綿を含む建設資材廃棄物が混入した再生砕石が使用されている事案が明らかになった事態に堪がみ、混入を防止するために事業者は下記の事項に留意することが必要です。

- 1 解体工事業を営む者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底すること。
- 2 建設工事の元請業者等事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守すること。また、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないように、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守するとともに、下請負人に対してもその遵守を徹底させること。
- 3 産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないように、廃棄物処理法に基づく処理基準を遵守すること。

8 建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針

「石綿障害予防規則」では、建築物などの解体など※1の作業に従事する労働者が、石綿ばく露によって健康障害をきたすことがないように、その建築物などに石綿が使用されているかどうかの事前調査や、石綿を含有する建材などを扱う場合に必要な措置を規定しています。

これは、平成24年5月に公示された（平成26年一部改訂※2）建築物などの解体などでの労働者の石綿ばく露防止や、労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物などにおける業務に係る措置の留意事項をまとめた、技術上の指針の概要です。

※1 建築物、工作物、船舶（鋼製の船舶に限る）の解体、破碎などの作業（吹き付けられた石綿の除去の作業を含む）をいう。

※2 下線をつけた部分が平成26年に改訂された内容です。

事前調査

発注者からの石綿などの使用状況の通知

○発注者は、設計図書、過去の調査記録など石綿の使用状況などの情報を請負人に通知すること

目視、設計図書等による調査

- 石綿作業主任者技能講習修了者など、石綿に関し一定の知見を持ち、的確に判断できる者が行うこと
 - 事前調査は建築物などの建材などの使用箇所、種類などを網羅的に把握できるように行うこと
 - 内壁、天井、床、屋根、煙突などに使用されている成形板や建材などについて、石綿の使用の有無を確認する際、国や製造企業などが提供する各種情報を活用すること
- 〔石綿含有建材データベース〕 <http://www.asbestos-database.jp/>

分析による調査

- 石綿含有の分析は、十分な経験と必要な能力を持つ者が行うこと
- 吹き付け材を分析する場合、石綿含有の有無（0.1%超）を判断するだけでなく、石綿の含有率も分析し、ばく露防止措置を取る際の参考とすることが望ましい
- 補修、増改築がなされている場合や複数回の吹き付けが疑われるときは、吹き付けられた場所ごとに石綿含有の有無を判断すること。試料の採取に当たっては、表面にとどまらず下地近くまで採取すること
- 分析方法は、日本工業規格（JIS）A1481-1、A1481-2、A1481-3、若しくはA1481-4 またはこれと同等以上の精度を有する方法を用いること

調査結果の記録・掲示

○調査結果は、次の項目を記録すること。調査結果には、写真や図面を添付し、調査した箇所が明らかになるよう記録することが望ましい

【調査結果の記録項目】

- | | |
|----------------|--------------|
| ・事業場の名称 | ・建築物等の種別 |
| ・発注者からの通知の有無 | ・調査方法および調査箇所 |
| ・調査結果（分析結果を含む） | ・調査者氏名および所属 |
| ・調査を終了した年月日 | ・その他必要な事項 |

- 調査結果の記録のうち、太字の項目について作業場に掲示すること。掲示に当たっては、労働者はもちろん、周辺住民にも配慮し、見やすい位置に掲示すること（次ページのモデル様式参照）
- 調査結果の記録については、原本または写しを作業場に備え付けること
- 石綿が使用されていなかった場合でも、調査結果を記録・掲示・備え付けること
- 調査結果の記録を40年間保存すること（発注者や建築物などの所有者も同様に保存することが望ましい）

事前調査の結果の揭示方法（モデル様式）

【木造建築物の解体など】

石綿の使用状況の調査結果

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○ 作業所
代表取締役▲▲
建築物等の種別： 一般住宅
調査方法： 設計図書の確認および 現場における目視
（調査箇所） （1 階、2 階、天井裏、屋根）
発注者からの通知： 有り（施工記録）
調査結果： 石綿の含有なし
調査者氏名および所属： ○○ ○○（石綿作業主任者技能講習修了者）
調査終了年月日： 平成 年 月 日

【RC建築物の解体等】

石綿の使用状況の調査結果

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○ 作業所
代表取締役▲▲
建築物等の種別： ビル
調査方法： 設計図書の確認、現場における目視および石綿含有率の分析
（調査箇所） （1 階から 5 階まで）
発注者からの通知： 有り（設計図書と改修記録）
調査結果： （1 階） アモサイト %、クロシドライト %
（2 階） アモサイト %
（3 階） アモサイト %
（4 階） アモサイト %
（5 階） アモサイト %
詳細は、分析結果報告書による。
調査者氏名および所属： ○○分析化学（株）（○○（A ランク認定分析技術者））
調査終了年月日： 平成 年 月 日

吹き付けられた石綿の除去などについての措置

隔離などの措置	
他の作業場所からの隔離など	○出入口および集じん・排気装置の排気口を除き密閉※することにより、他の作業場所からの隔離を行い、外部への粉じん飛散を防止すること ※床面は厚さ0.15mm以上のプラスチックシートを二重に貼り、壁面は厚さ0.08mm以上のプラスチックシートを貼り、折り返し面（留め代）として30cm～45cm程度確保すること ○隔離空間については、内部の気圧を外部より低く保つため（負圧化）、作業に支障がない限り小さく設定すること ○吹き付けられた石綿の天井板や近くの照明など附属設備を除去するに当たっては、除去の前に隔離などを行うこと
集じん・排気装置の設置	○隔離空間には、ろ過集じん方式の集じん・排気装置を設置し、石綿の粉じんを捕集するとともに、内部を負圧化すること ○内部にフィルターを組み込んだものとし、隔離空間内部の容積の空気を1時間に4回以上排気する能力を有するものとする ○可能な限り前室（隔離空間への出入口に設ける隔離された空間）と対角線上の位置に設置すること。内部の空間を複数に隔てる壁等がある場合等は、吸引ダクトを活用して十分に排気がなされるようにすること ○作業開始前に隔離内のすべての箇所を目視、またはスモークテスターで確認すること
前室、設備の設置	○前室には、エアシャワーなどを備えた洗身室・更衣室を併設すること ○洗眼やうがいのできる洗面設備、洗濯のための設備を作業場内に設けること
隔離空間への入退室時の必要な措置	○入退室時の出入口の覆いの開閉時間は最小限にすること。中断した作業の再開の際に集じん・排気装置の電源を入れるために入室するに当たっては、特に注意すること ○退室時、エアシャワーなどにより洗身室での洗身を十分に行うこと
湿潤化	○石綿含有建材内部に浸透する飛散抑制剤、または表面に皮膜を形成し残存する粉じんの飛散を防止する粉じん飛散防止処理剤を使用すること
その他	○隔離空間が強風の影響を受ける場合には、木板・鉄板などを設置すること ○隔離空間の内部では照度を確保すること
集じん・排気装置の稼働状況の確認、保守点検など	
○作業開始前後の集じん・排気装置の粉じんの捕集状況、作業開始前の前室の負圧を確認すること。また、隔離空間の内部の負圧化が適切に行われていること、集じん・排気装置を通して石綿の粉じんの漏洩が生じないことを定期的に確認すること。負圧化の確認は、前室への出入口で、スモークテスターまたはマノメーターを使用すること ○保守点検を定期的実施すること。実施事項・結果・日時・実施者を記録すること ○稼働状況の確認・保守点検は、作業経験のある石綿作業主任者など、集じん・排気装置の取扱い、石綿による健康障害の防止について知識、経験を持つ者が行うこと ○作業を一時中断し、集じん・排気装置を停止するときは、空中に浮遊する粉じんが外部に漏洩しないよう、作業中断後1時間半以上、装置を稼働させて集じんした後、停止すること ○粉じんの隔離空間外部への漏えいが確認されたときは、作業を中止し保護具などを着用した者以外を立入禁止とし、集じん・排気装置の補修などを行うこと	
隔離などの措置の解除	
○あらかじめ、HEPA(ヘパ)フィルタ付き真空掃除機で隔離空間内部を清掃すること ○石綿等を除去した部分に、粉じん飛散防止処理剤を噴霧等すること ○清掃や噴霧作業終了後、1時間半以上※集じん・排気装置を稼働させ、集じんを行うこと ※含有する石綿の種類、浮遊状況により、確実な集じんが行われるのに十分な稼働時間を設定すること ○石綿の取り残しがないか目視で確認するとともに、隔離内部の空気中の石綿の濃度を測定し、粉じんの処理がなされていることを確認すること。 ○隔離の措置の解除作業の後、隔離がなされていた作業場所の前室付近について、HEPA(ヘパ)フィルタ付き真空掃除機で清掃を行うこと。 ○上記の作業では、労働者に呼吸用保護具を着用させること。	

石綿含有成形板などの除去についての措置

- 大きいため運搬できないなど、やむを得ない場合を除き、破碎などを行わずに除去すること
- せん孔箇所などへの適量の水、または薬液の散布による湿潤化を行うこと
- 石綿の粉じんの飛散を防止し、関係者以外の入場を制限するため、作業場所の周囲を養生シート等で囲うことが望ましい

石綿含有シール材の取り外しについての措置

- 配管などのつなぎ目に使われる石綿を含有したパッキンなどのシール材の取り外しを行うに当たっては、原則として湿潤化し、破損させないようにすること
- 固着が進んだ配管などのシール材の除去を行うに当たっては、十分に湿潤化させ、グローブバッグなどによる隔離を行うこと

呼吸用保護具の選定など

呼吸用保護具・保護衣の選定

- 作業内容や作業場所に応じた呼吸用保護具、保護衣を作業者に着用させること

作業内容	作業場所	呼吸用保護具	保護衣
石綿の除去などの作業 吹き付けられた石綿の除去、石綿含有保温材などの除去、石綿の封じ込め、囲い込み、石綿含有成形板などの除去	隔離空間内部	電動ファン付き呼吸用保護具、またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器、もしくは送気マスク	フード付き保護衣
	隔離空間外部	電動ファン付き呼吸用保護具、またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器、もしくは送気マスク、または取替え式防じんマスク（RS3またはRL3）	保護衣または作業衣
石綿の切断などを伴わない囲い込み、石綿含有成形板などの切断などを伴わずに除去する作業		取替え式防じんマスク（RS2またはRL2）	
上記以外の作業		取替え式防じんマスク、または使い捨て防じんマスク	

漏えいの監視

- 石綿粉じんの隔離空間の外部への漏洩の監視には、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆる「デジタル粉じん計」）や繊維状粒子自動測定機（いわゆる「リアルタイムモニター」）を使用することが望ましい

器具、保護衣などの扱い

- 廃棄のために容器などに梱包した場合を除き、石綿の除去などの作業に使用した器具、保護衣などに石綿が付着したまま作業場から持ち出さないこと

建築物などから除去した石綿を含有する廃棄物の扱い

- 建築物などから除去した石綿を含有する廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律などの関係法令に基づいて適切に廃棄すること
- 建築物などから除去した石綿を含有する廃棄物は、再利用、またはそれを目的とした譲渡や提供を行わないこと

石綿が吹き付けられた建築物などについての措置

- 石綿含有建材などの劣化など状況を定期的に確認すること
臨時の就業において、作業場の壁などの石綿含有建材などの劣化状況が不明な場合は、保護具を着用すること

第4 石綿作業従事者の健康管理

1 健康診断

石綿作業従事者については、安衛法（石綿則、安衛則）及びじん肺法によって健康診断を実施することが事業者には義務づけられています。

法令	対象者	実施時期	健診項目	報告・記録・事後措置
石綿則（石綿健康診断）	①石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者 ②事業場の在籍労働者で、過去においてその事業場で石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事させたことのある者	①雇入れ時又は当該業務への配置替えの際 ②定期（6ヶ月以内ごとに1回）	<一次健診> ①業務の経歴の調査 ②石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 ④胸部エックス線直接撮影による検査 <二次健診> （一次健診の結果、医師が必要と認めた場合） ①作業条件の調査 ②胸部エックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査	①定期の石綿健康診断を行った場合、石綿健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出 ②石綿健康診断個人票を作成し、40年間保存 ③結果について、医師からの意見の聴取、就業上の措置の決定 ④受診労働者に対する結果の通知
じん肺法（じん肺健康診断）	①じん肺法施行規則別表に定める粉じん作業（石綿製品の切断等）に常時従事する労働者 ②事業場の在籍労働者で、過去においてその事業場で同粉じん作業に常時従事させたことがある者	①新たに常時粉じん作業に就業する際 ②定期（1年以内ごとに1回又は3年以内ごとに1回） （この他、定期外健診、離職時健診もある）	①粉じん作業職歴の調査 ②胸部エックス線直接撮影による検査 ①②の検査の結果、じん肺の所見又は疑いのある場合は下記検査を実施 ③胸部臨床検査 ④肺機能検査（スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査、動脈血ガス分析検査） ⑤合併症に関する検査（結核菌検査、喀痰細胞診、胸部らせんCT検査等、厚生労働省令で定める方法）	①じん肺の所見がある場合、エックス線写真等を労働局長に提出してじん肺管理区分決定を受ける ②じん肺健康診断の記録を作成し、7年間保存（石綿健診と一緒に40年間保存が望ましい） ③毎年、じん肺健康管理実施状況報告を所轄の労働基準監督署長に提出 ④受診労働者に対する結果の通知
安衛則（一般健康診断）	常時使用する労働者	①雇入れ時 ②定期（通常は1年以内ごとに1回）	①既往歴、業務歴の調査 ②自覚症状、他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力、聴力の検査 ④胸部エックス線検査、喀痰検査 ⑤血圧測定 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査 ※定期健診の場合省略できる項目あり	①健康診断個人票を作成し、5年間保存 ②規模50人以上の事業場は、定期の一般健康診断を行った場合、定期健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出 ③結果について、医師からの意見の聴取、就業上の措置の決定 ④受診労働者に対する結果の通知

※じん肺健康診断（定期）の対象者と実施時期

粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	じん肺健診実施時期（頻度）
常時粉じん作業に従事している	管理1	3年以内ごとに1回
	管理2、3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事している	管理2	3年以内ごとに1回
	管理3	1年以内ごとに1回

※じん肺健康診断の結果とじん肺管理区分の関係

じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果
管理1	じん肺の所見がないと認められるもの
管理2	エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理3	イ エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ エックス線写真の像が第3型または第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理4	1 エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。）と認められるもの
	2 エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型または第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

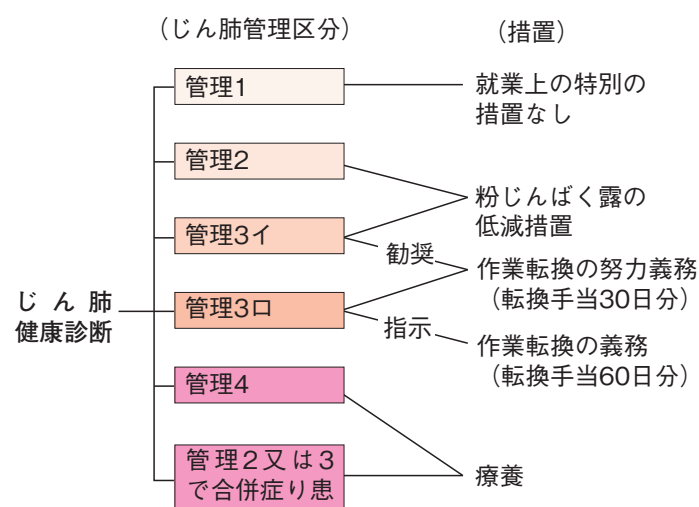
※じん肺管理区分の決定

じん肺健康診断の結果、じん肺の所見がある場合は、都道府県労働局長のじん肺管理区分決定を受ける必要があります。

じん肺管理区分決定を受けるには、事業場による「エックス線写真等の提出」と個人による「じん肺管理区分決定申請」があります。

なお、健康診断を実施した医師の診断と、都道府県労働局長の管理区分決定結果とは異なることもあります。

※じん肺管理区分に応じた健康管理のための措置



※じん肺の合併症

じん肺の進行に伴いさまざまな疾病を合併して発症することがあります。じん肺と特に関係の深い合併症として、法規で認められているのは、①肺結核、②結核性胸膜炎、③続発性気管支炎、④続発性気管支拡張症、⑤続発性気胸、⑥原発性肺がんの6つの疾病です。

★退職者に対する石綿に係る健康診断

厚生労働省では、石綿取扱い作業等に従事していた退職者の健康管理の充実を図るため、石綿取扱い作業等を行っていた事業場に対し、当該退職者を把握し、把握された退職者（健康管理手帳所持者を除く。）に対する石綿健康診断の実施に努めるよう要請しています。

2 健康管理手帳

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、一定の業務に従事して、一定の要件に該当する方は、離職の際には事業場所在地の都道府県労働局長に、離職後は住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関等で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）、無料で受けることができます。

交付対象業務と要件

種 類	対 象 業 務	要 件
石 綿	石綿等（0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取り扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務） 直接業務の代表例としては以下のような業務があります。 ・石綿製品の製造工程における作業 ・石綿の吹付け作業 ・石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材、建材として用いられている建築物の解体等の作業 ・石綿製品の切断等の加工作業	(1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 (2) 次の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。） ・石綿の製造作業 ・石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 ・石綿の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業 (3) (2) の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。 (注意事項) ① 交付要件の(2)、(3)の対象者は石綿を直接取り扱う作業に継続して従事していた方に限られます。 ② 交付要件の(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。 (例) (2)に6ヶ月間、(3)に6年間従事していた場合 → (6ヶ月×10) + 6年 (72ヶ月) = 132ヶ月 ≥ 120ヶ月 → 手帳を受け取ることができます。 ③ 交付要件の(1)は対象業務の拡大により、平成21年4月1日以降は、間接ばく露した方（石綿の粉じんを発散する場所において石綿等の製造又は取扱い以外の業務に従事していた方）の場合も手帳を受け取ることができるようになりました。
じん肺	じん肺法施行規則別表に定める粉じん作業（石綿製品の切断作業等）	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は3であること。



第5 石綿による健康被害に対する補償、救済

石綿ばく露労働者（石綿ばく露作業に従事しているか、または従事したことのある労働者）について、発症した疾病が以下のような場合に、業務上疾病として認定されます。

石綿による疾病の認定基準については、平成24年3月29日付け基発0329第2号により**改正**されています。それに伴い、平成18年2月9日付け基発第0209001号および平成18年3月17日付け基発第0317010号「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」は廃止されています。

厚生労働省のホームページ [（http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/061013-4.html）](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/061013-4.html)

1 労災保険法に基づく労災補償制度

疾病名	認定要件
(1) 石綿肺 (石綿肺合併症を含む)	石綿ばく露労働者に発症した疾病であって、じん肺法に規定するじん肺管理区分（管理1～4）に基づき、以下の①、②のいずれかに該当する場合、業務上の疾病と認められます。 なお、原則として、都道府県労働局長によってじん肺管理区分の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。
	① 管理4の石綿肺（石綿肺によるじん肺症）
	②管理2、管理3、管理4の石綿肺に合併した疾病[※] ※合併した疾病とは、次の疾病をいいます。 ◆肺結核 ◆結核性胸膜炎 ◆続発性気管支炎 ◆続発性気管支拡張症 ◆続発性気胸
(2) 中皮腫	石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜または精巣鞘膜の中皮腫であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像の区分（第1～4型）または石綿ばく露作業従事期間が、以下の①、②のいずれかに該当する場合、業務上の疾病と認められます。 ただし、最初の石綿ばく露作業（労働者として従事したものに限りません）を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。
	① 胸部エックス線写真で、第1型以上の石綿肺所見がある
	②石綿ばく露作業従事期間1年以上 ※中皮腫は診断が困難な疾病であるため、認定に当たっては、病理組織検査結果に基づき、中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が実施できない場合には、臨床検査結果、画像所見、臨床経過、他疾患との鑑別などを総合して判断されます。

疾病名	認定要件
(3) 肺がん	石綿ばく露労働者に発症した「原発性肺がん」（原発性とは、他の部位から肺に転移したものではないという意味）であって、以下の①から⑥のいずれかに該当する場合に業務上の疾病と認められます。 ただし、最初の石綿ばく露作業（労働者として従事したものに限りません）を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。
	①石綿肺所見[※]がある ※じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見をいいます。
	②胸膜プラーク所見がある＋石綿ばく露作業従事期間 <u>10年以上</u>[※] ※石綿製品の製造工程における作業（3ページの2③）については、平成8年以降の従事期間を実際の従事期間の1／2として算定します。
	③広範囲の胸膜プラーク所見がある[※] ＋石綿ばく露作業従事期間 1年以上 ※広範囲の胸膜プラークとは・・・ ◆胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像によりその陰影が胸膜プラークとして確認される場合 ◆胸部CT画像で、胸膜プラークの広がり胸壁内側の1／4以上ある場合
	④石綿小体または石綿繊維[※]の所見 ＋石綿ばく露作業従事期間 1年以上 ※石綿小体または石綿繊維の所見については、以下のいずれかであることが必要です ◆石綿小体が乾燥肺重量1g当たり5,000本以上ある ◆石綿小体が気管支肺胞洗浄液1ml中に5本以上ある ◆5μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1g当たり200万本以上ある ◆1μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1g当たり500万本以上ある ◆肺組織切片中に石綿小体または石綿繊維がある
	⑤びまん性胸膜肥厚に併発 次のページに示すびまん性胸膜肥厚の認定要件を満たすものに限りします。
	⑥特定の3作業^{※1}に従事 ＋石綿ばく露作業従事期間^{※2} 5年以上 ※1「特定の3作業」とは・・・ ◆石綿紡織製品製造作業 ◆石綿セメント製品製造作業 ◆石綿吹付作業 ※2「従事期間」とは・・・ 上記3作業のいずれかに従事した期間、またはそれらを合算した期間をいいます。ただし、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1／2として算定します。

疾病名	認定要件
(4) 良性石綿胸水	胸水は、石綿以外にもさまざまな原因（結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎など）で発症するため、良性石綿胸水の診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。 そのため、診断が非常に困難であることから、労働基準監督署長が厚生労働本省と協議した上で、業務上の疾病として認定するか否かの判断をします。
(5) びまん性 胸膜肥厚	石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、肥厚の広がり下記の一定の基準に該当し、著しい呼吸機能障害を伴うもので、石綿ばく露作業従事期間が3年以上ある場合（以下の①～③全てを満たす場合）に、業務上の疾病として認められます。 ①石綿ばく露作業従事期間3年以上 ②著しい呼吸機能障害がある ◆パーセント肺活量（％V C）が60％未満である場合 など ③一定以上肥厚の広がりがある 胸部 CT 画像上に ◆片側のみ肥厚がある場合 → 側胸壁の1／2以上 ◆両側に肥厚がある場合 → 側胸壁の1／4以上

給付内容

労働者等に対し、療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金、障害補償給付、介護補償給付
労働者等の遺族に対し、遺族補償給付（年金・一時金）、葬祭料

請求手続の請求窓口

所轄労働基準監督署

2 石綿救済法に基づく救済制度

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」といいます。平成18年3月27日施行）が制定されました。この法律の取扱い及び救済内容は、次のとおりです。

また、改正「石綿救済法」が平成23年8月30日より施行され、救済の対象者・期限が拡大・延長されました。

特別遺族給付金の支給制度

救済対象者

石綿にさらされる業務に従事することにより、対象指定疾病（石綿肺、原発性肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）にかかり、これにより死亡された労働者等（※）の方の遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方です。

※昭和22年9月1日以降に指定疾病にかかり、これにより平成28年3月26日までに死亡した方をいいます。

平成28年3月27日以降に死亡した場合は労災保険法に基づく遺族補償給付の対象となりますが、遺族補償給付を受ける権利は労働者等が亡くなってから5年間で消滅します。

請求期限

平成34年3月27日までです。

救済内容

特別遺族年金【年額240万円（遺族1人の場合）】又は特別遺族一時金【1,200万円】

請求手続の請求窓口

所轄労働基準監督署

救済給付の支給制度

救済対象者

対象指定疾病（石綿による①中皮腫、②肺がん、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかっている方及びそのご遺族で、労災補償給付や特別遺族給付金の支給対象とならない方です。

救済給付内容

- ・本人に対し、医療費（自己負担分）、療養手当（103,870円/月）等
医療費・療養手当は療養を開始した日（申請から3年前までさかのぼれます）から支給されます。
- ・生計が同一であり、認定申請をすることなく亡くなられた方のご遺族に対して、特別遺族弔慰金（280万円）、特別葬祭料（199,000円）

請求期限等

①中皮腫・石綿による肺がんにより亡くなられた方のご遺族への救済給付

- ・法施行日（平成18年3月27日）より前に死亡した方のご遺族の請求期限は平成34年3月27日までです。
- ・法施行日（平成18年3月27日）以後に認定の申請をしないで死亡した方のご遺族の請求期限は死亡後15年です。ただし、平成20年12月1日前までに死亡した方のご遺族の請求期限は平成35年12月1日までです。

②著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚により亡くなられた方のご遺族への救済給付

- ・改正法施行日（平成22年7月1日）より前に死亡した方のご遺族の請求期限は平成38年7月1日までです。
- ・改正法施行日（平成22年7月1日）以後に認定の申請をしないで死亡した方のご遺族の請求期限は死亡後15年です。

請求手続の請求窓口

独立行政法人 環境再生保全機構（TEL.0120-389-931）、環境省地方環境事務所、保健所

第6 相談対応の体制

※ 所在地、電話番号は、編集時（平成29年12月現在）のものであり、変更される場合があります。
 なお、東京区部の市外局番（03）を省略しています。

■ 東京労働局の対応窓口

じん肺管理区分決定申請書、健康管理手帳交付申請書の受付等のほか、関係法令に関する問い合わせ対応を行っています。

所 管 事 務	担 当 課	所 在 地	電話番号
労働安全衛生法、石綿障害予防規則、じん肺法、健康管理手帳	労働基準部 健康課	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階	3512-1616
事業場に対する監督、司法処分	労働基準部 監督課		3512-1612
労災補償、特別遺族給付金	労働基準部 労災補償課		3512-1617

■ 労働基準監督署の対応窓口

石綿に関する計画届・作業届、健康診断結果報告、労災請求書等の受付のほか、関係法令に関する問い合わせ対応を行っています。（一覧はP26）

■ 関係機関の相談窓口

内 容	名 称	電話番号
産業保健関係者、石綿による健康被害を受けた労働者とその家族からの健康に関する問い合わせ、相談	（独）労働者健康安全機構 東京産業保健推進センター	5211-4480
事業者の方からの石綿ばく露防止対策に関する問い合わせ、相談	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	3452-6841
事業者の方からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する問い合わせ、相談	建設業労働災害防止協会	3453-8201
石綿ばく露歴のある方、その家族の方、開業医等からの診断・治療、健康診断に関する相談	（独）労働者健康安全機構労災病院	下表

■ 労災病院 — 関東地区抜粋 —

東京労災病院	東京都大田区大森南4-13-21	3742-7301
関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	044-411-3131
横浜労災病院	神奈川県横浜市港北区小机町3211	045-474-8111
千葉労災病院	千葉県市原市辰巳台東2-16	0436-74-1111

石綿分析・測定機関	(公社) 日本作業環境測定協会 精度管理センター	5625-4280
	(一社) 日本環境測定分析協会	3878-2811
石綿救済法に係る申請受付窓口	(独) 環境再生保全機構 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミュージア川崎セントラルタワー9F	0120-389-931
	環境省関東地方環境事務所環境対策課 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F	048-600-0815

■ 労働基準監督署

署 名	所 在 地	電 話	管 轄
中 央	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階	安全衛生課 5803-7382 労災課 5803-7383	千代田区・中央区・文京区・大島町・八丈町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・青ヶ島村 ※小笠原総合事務所 04998-2-2102
上 野	台東区池ノ端1-2-22 上野合同庁舎7階	安全衛生課 6872-1315 労災課 6872-1316	台東区
三 田	港区芝5-35-2 安全衛生総合会館3階	安全衛生課 3452-5474 労災課 3452-5472	港区
品 川	品川区上大崎3-13-26	安全衛生課 3443-5743 労災課 3443-5744	品川区・目黒区
大 田	大田区蒲田5-40-3 月村ビル8・9階	安全衛生課 3732-0175 労災課 3732-0173	大田区
渋谷	渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎	安全衛生課 3780-6535 労災課 3780-6507	渋谷区・世田谷区
新 宿	新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎4・5階	安全衛生課 3361-3974 労災課 3361-4402	新宿区・中野区・杉並区
池 袋	豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎1階	安全衛生課 3971-1258 労災課 3971-1259	豊島区・板橋区・練馬区
王 子	北区赤羽2-8-5	安全衛生課 6679-0186 労災課 6679-0226	北区
足 立	足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階	安全衛生課 3882-1190 労災課 3882-1189	足立区・荒川区
向 島	墨田区東向島4-33-13	安全衛生課 5630-1032 労災課 5630-1033	墨田区・葛飾区
亀 戸	江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ8階	安全衛生課 3637-8131 労災課 3637-8132	江東区
江戸川	江戸川区船堀2-4-11	安全衛生課 6681-8213 労災課 6681-8232	江戸川区
八王子	八王子市明神町3-8-10	安全衛生課 042-680-8785 労災課 042-680-8923	八王子市・日野市・稲城市・多摩市
立 川	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎3階	安全衛生課 042-523-4473 労災課 042-523-4474	立川市・昭島市・府中市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・武蔵村山市・東大和市
青 梅	青梅市東青梅2-6-2	安全衛生課 0428-28-0331 労災課 0428-28-0392	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡
三 鷹	武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル3階	安全衛生課 0422-67-1502 労災課 0422-67-3422	武蔵野市・三鷹市・調布市・西東京市・狛江市・清瀬市・東久留米市
町 田	町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階	安全衛生課 042-718-9134 労災課 042-718-8592	町田市

■ 石綿救済法の救済給付に係る申請受付窓口

23区

区	申 請 受 付 窓 口	電 話 番 号
千代田	保健福祉部地域保健課地域保健係	5211-8174
中 央	中央区保健所	3541-5936(代)
港	みなと保健所	6400-0082
新 宿	新宿区保健所	3209-1111
文 京	文京保健所	5803-1230
台 東	台東保健所	3847-9471
墨 田	墨田区保健所	5608-6190
江 東	江東区保健所	36479564
品 川	健康福祉事業部	5742-6747
目 黒	健康推進部健康推進課公害保健係	5722-9407
大 田	大田区保健所	5744-1262
世田谷	世田谷保健所感染症対策課	5432-2441
渋谷	渋谷区保健所	3463-2433
中 野	中野区保健所	3382-6500
杉 並	杉並保健所	3391-1025
豊 島	池袋保健所	3987-4220
北	北区保健所	3919-3101
荒 川	荒川区保健所	3802-3111(代)
板 橋	板橋区保健所	3579-2303
練 馬	練馬区保健所	3993-1111(代)
足 立	衛生部衛生管理課公害保健係	3880-5893
葛 飾	葛飾区保健所地域保健課	3602-1231
江戸川	江戸川保健所	5661-2464

(区で複数ある場合も1ヶ所ずつの掲載としている)

多摩・島しょ地域

申 請 受 付 窓 口	電 話 番 号
西多摩保健所	0428-22-6141
ハ王子市保健所	042-645-5111
南多摩保健所	042-371-7661
町田市保健所	042-722-0621
多摩立川保健所	042-524-5171
多摩府中保健所	042-362-2334
多摩小平保健所	042-450-3111
島しょ保健所大島出張所	04992-2-1436
島しょ保健所大島出張所新島支所	04992-5-1600
島しょ保健所大島出張所神津島支所	04992-8-0880
島しょ保健所三宅出張所	04994-2-0181
島しょ保健所八丈出張所	04996-2-1291
島しょ保健所小笠原出張所	04998-2-2951

■ 東京産業保健総合支援センター地域窓口（地域産業保健センター）

東京産業保健総合支援センター地域窓口（地域産業保健センター）は、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く労働者を対象として保健指導・長時間労働者への医師の面接指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

多摩・島しょ地域

センター名	対 象 地 域	〒	住 所	電話番号
東京中央	千代田区・中央区・文京区・伊豆諸島	103-0005	中央区日本橋久松町1-2 久松町区民館 日本橋医師会内	03-3666-0131
台東	台東区	110-0015	台東区東上野3-38-1 下谷医師会内	070-2153-1777
港	港区	106-0045	港区麻布十番1-4-2 東京都港区医師会内	03-3582-6261
都南	目黒区・品川区	152-0004	目黒区鷹番2-6-10 目黒区医師会内	03-3716-5223
大田	大田区	143-0024	大田区中央4-30-13 大森医師会内	03-3772-2402
東京西部	渋谷区・世田谷区	150-0031	渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田9階 渋谷区医師会内	03-3462-2200
新宿	新宿区・中野区・杉並区	160-0022	新宿区新宿7-26-4-4F 新宿区医師会内	03-3208-2301
東京城北	板橋区・練馬区・豊島区	173-0012	板橋区大和町1-7 板橋区医師会内	03-3962-4848
北	北区	114-0002	北区王子2-16-11 東京都北区医師会内	03-5390-3558
足立・荒川	足立区	121-0011	足立区中央本町3-4-4 足立区医師会内	03-3840-2111
	荒川区	116-0013	荒川区西日暮里6-5-3 荒川区医師会内	03-3893-2331
東京東部	葛飾区・墨田区	124-0012	葛飾区立石5-15-12 葛飾区医師会内	03-3691-1320
江東	江東区	135-0016	江東区東陽5-31-18 江東区医師会内	03-3649-1411
江戸川	江戸川区	132-0021	江戸川区中央4-24-14 江戸川区医師会内	03-3652-3166
八王子	八王子市・日野市・多摩市・稲城市	192-0066	八王子市本町13-2 八王子市医師会内	042-622-4122
北多摩	立川市・昭島市・府中市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市	190-0023	立川市柴崎町3-16-11 北多摩医師会内	042-524-6135
西多摩	青梅市・福生市・あきるの市・羽村市・西多摩郡	198-0024	青梅市新町3-53-5 新町クリニック健康管理センター	070-2153-1761
多摩東部	三鷹市・武蔵野市・調布市・西東京市・東久留米市・清瀬市・狛江市	181-0013	三鷹市下連雀3-38-4 三鷹産業プラザ404号室	0422-24-6906
町田	町田市	194-0023	町田市旭町1-4-5 町田市医師会内	042-722-9877

※ご利用できる日時は地域産業保健センターにより異なりますので、お問い合わせの上ご利用ください。

独立行政法人 労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター 連絡先 03-5211-4480

■ 東京都の対応窓口

石綿の大気中への飛散に関すること

所 管 事 務	担 当 部 署		電話番号
石綿問題の概要に関すること 大気中の石綿に関すること 石綿を含む建築物の解体等に関すること	23区内 島しょ地域	環境局環境改善部 大気保全課 大気担当	5388-3492
	多摩地域	環境局多摩環境事務所 環境改善課 大気担当	042-523-0238

石綿を含む産業廃棄物に関すること

所 管 事 務	担 当 部 署		電話番号
石綿を含む産業廃棄物の処理について	23区内 島しょ地域	環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課指導担当 規制監視担当	5388-3586 5388-3589
	多摩地域	環境局多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導担当	042-528-2694
特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書の届出について	環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課規制監視担当		5388-3589
特別管理産業廃棄物(廃石綿等)収集運搬業及び処分業の許可について 産業廃棄物(がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)収集運搬業及び処分業の許可について	23区内 島しょ地域	環境局資源循環推進部 廃棄物対策課審査担当	5388-3587
	多摩地域	環境局多摩環境事務所廃棄物対策課審査担当	042-528-2693

石綿の健康影響に関すること

所 管 事 務	担 当 部 署	電話番号
石綿に関する職業経験のない方の健康相談	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部 健康危機管理情報課環境情報担当	3363-3487
吹付け石綿等に関する室内環境維持管理指導指針について	福祉保健局健康安全部 環境保健衛生課指導担当	5320-4391
水道管に使用されている石綿セメント管について	福祉保健局健康安全部 環境保健衛生課水道担当	5320-4393

その他

所 管 事 務	担 当 部 署	電話番号(直通)
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づく工事届出等に関すること (届出で付着物(吹付け石綿等)の有無、事前措置(吹付け石綿の事前除去等)について記載義務がある)	都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物係建設リサイクル法の都庁窓口、届出の受理事務は都と特定行政庁(23区+多摩9市)に分散している。	5388-3231
中小企業制度融資に関すること	産業労働局金融部 金融課金融係金融相談担当	5320-4877
農業関連施設に関すること	産業労働局農林水産部 農業振興課企画調整担当	5320-4831
水産関連施設に関すること	産業労働局農林水産部 水産課企画調整担当	53204848
漁船に関すること	産業労働局農林水産部 水産課漁業調整担当	5320-4841
森林関連施設に関すること	産業労働局農林水産部 森林課企画調整担当	5320-4860
採石場に関すること	産業労働局商工部 地域産業振興課地域振興担当	5320-4670
健康管理制度及び労働災害補償に関すること	産業労働局雇用就業部 労働環境課労働担当	5320-4647
一般家庭用品(家電製品、魚焼き網、日曜大工建材、ベビーパウダー等)に関すること	生活文化局 消費生活部生活安全課商品安全担当	5388-3055

■ 特別区における届出窓口

特別区名	大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく 解体-改修時の届出窓口		建築物の除却届及び建設リサイクル法に基づく 届出の窓口	
	担 当 課	電話番号	担 当 課	電話番号
千代田区	環境まちづくり部環境政策課 公害指導係	03-5211-4254	環境まちづくり部建築指導課	03-5211-4313
中央区	環境土木部環境推進課	03-3546-5404	都市整備部建築課	03-3546-5453
港区	環境リサイクル支援部環境課	03-3578-2111(代) 内線2490～2492	街づくり支後部建築課	03-3578-2310
新宿区	環境清掃部環境対策課	03-5273-3764	都市計画部建築指導課	03-5273-3735
文京区	資源環境部環境政策課	03-5803-1260	都市計画部建築指導課	03-5803-1267
台東区	環境清掃部環境課	03-5246-1283	都市づくり部住宅課	03-5246-1338
墨田区	環境担当部環境保全課	03-5608-6210	都市計画部建築指導課	03-5608-1307
江東区	環境清掃部環境保全課	03-3647-6147	都市整備部建築課	03-3647-9743
品川区	都市環境部環境課	03-5742-6751	都市環境部建築課	03-5742-6769
目黒区	環境清掃部環境保全課	03-5722-9384	都市整備部建築課	03-5722-9642
大田区	環境清掃部環境対策課	03-5744-1369	まちづくり推進部建築調整課	03-5744-1383
世田谷区	環境総合対策室環境保全課	03-5432-2274	都市整備政策部建築調整課 (除却届) 防災まちづくり担当部建築安全課 (建設リサイクル法)	03-5432-2463 (除却届) 03-5432-2477 (建設リサイクル法)
渋谷区	都市整備部環境保全課	03-3463-2750	都市整備部建築課	03-3463-2747
中野区	環境部生活環境分野	03-3382-3135	都市基盤部建築分野 (除却届)	03-3228-5596 (除却届)
			環境部生活環境分野 (建設リサイクル法)	03-3382-3135 (建設リサイクル法)
杉並区	環境部環境課	03-3312-2111(代) 内線3708	都市整備部建築課	03-3312-2111(代) 内線3324
豊島区	清掃環境部環境保全課	03-3981-2405	都市整備部建築課	03-3981-1111 内線2665
北区	生活環境部環境課	03-3908-8611	まちづくり部建築課	03-3908-9196
荒川区	環境清掃部環境課	03-3802-3111 内線485	防災都市づくり部建築指導課	03-3802-3111(代) 内線2842
板橋区	資源環境部環境課	03-3579-2594	都市整備部建築指導課	03-3579-2578
練馬区	環境部環境課	03-5984-4712 内線8865～6	都市整備部建築課	03-5984-1909
足立区	環境部生活環境保全課	03-3880-5304	都市建設部建築審査課 (除却届) 都市建設部建築安全課 (建設リサイクル法)	03-3880-5281 (除却届) 03-3880-5952 (建設リサイクル法)
葛飾区	環境部環境課	03-5654-8238	都市整備部建築課	03-5654-8356
江戸川区	環境部環境推進課	03-5662-1995	都市開発部建築指導課	03-5662-1104

■ 市における届出窓口

市 名	大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく 解体-改修時の届出窓口※		建築物の除却届及び建設リサイクル法に基づく 届出の窓口	
	担 当 課	電話番号	担 当 課	電話番号
八王子市	環境部環境保全課	042-620-7255	まちなみ整備部建築指導課	042-620-7386
立川市	環境下水道部環境対策課	042-523-2111(代) 内線2248	まちづくり部建築指導課	042-523-2111(代) 内線2330
武蔵野市	環境部環境政策課	0422-60-1842	都市整備部建築指導課	0422-60-1874
三鷹市	生活環境部環境政策課	0422-45-1151(代) 内線2523	都市整備部建築指導課	0422-45-1151(代) 内線2821
青梅市	環境部環境政策課	0428-22-1111(代) 内線2333、2334	(都多摩建築指導事務所建築指導第三課)	0428-23-3423
府中市	生活環境部環境政策課	042-335-4196	都市整備部建築指導課	042-335-4478
昭島市	環境資源部環境課	042-544-5111(代) 内線2297～8	(都多摩建築指導事務所建築指導第一課)	042-548-2056
調布市	環境部環境政策課	042-481-7087	都市整備部建築指導課	042-481-7513
町田市	環境資源部環境保全課	042-724-2711	都市づくり部建築開発審査課	042-724-4268
小金井市	環境部環境政策課	042-387-9817	(都多摩建築指導事務所建築指導第二課)	042-464-0010
小平市	環境部環境政策課	042-346-9536	(都多摩建築指導事務所建築指導第二課)	042-464-0010
日野市	環境共生部環境保全課	042-585-1111(代) 内線3511	まちづくり部建築指導課	042-587-6211
東村山市	環境安全部環境・住宅課	042-393-5111(代) 内線2422、2423	(都多摩建築指導事務所建築指導第二課)	042-464-0010
国分寺市	環境部環境計画課	042-325-0111(代) 内線355	都市建設部建築指導課	042-325-0111(代) 内線491・492
国立市	生活環境部環境政策課	042-576-2111(代) 内線135	(都多摩建築指導事務所建築指導第一課)	042-548-2056
福生市	生活環境部環境課	042-551-1718	(都多摩建築指導事務所建築指導第三課)	0428-23-3423
狛江市	環境部環境政策課	03-3430-1111(代)	(都多摩建築指導事務所建築指導第一課)	042-548-2056
東大和市	環境部環境課	042-563-2111(代) 内線1272	(都多摩建築指導事務所建築指導第一課)	042-548-2056
清瀬市	都市整備部水と緑の環境課	042-492-5111(代) 内線394	(都多摩建築指導事務所建築指導第二課)	042-464-0010
東久留米市	環境安全部環境政策課	042-470-7753	(都多摩建築指導事務所建築指導第二課)	042-464-0010
武蔵村山市	生活環境部環境課	042-565-1111(代) 内線295	(都多摩建築指導事務所建築指導第一課)	042-548-2056
多摩市	環境部環境政策課	042-338-6831	(都多摩建築指導事務所建築指導第一課)	042-548-2056
稲城市	市民部環境課	042-378-2111(代) 内線264、266	(都多摩建築指導事務所建築指導第一課)	042-548-2056
羽村市	産業環境部環境保全課	042-555-1111(代)	(都多摩建築指導事務所建築指導第三課)	0428-23-3423
あきる野市	環境経済部環境課	042-558-1111(代) 内線2514～5	(都多摩建築指導事務所建築指導第三課)	0428-23-3423
西東京市	みどり環境部環境保全課	042-438-4042	(都多摩建築指導事務所建築指導第二課)	042-464-0010

※届出窓口 ハ王子市：すべての建築物等に係る届出
その他の市：延べ床面積2000㎡未満の建築物に係るもの。2000㎡以上は東京都多摩環境事務所。
町村：東京都の「石綿の大気中への飛散に関すること」の対応窓口

■ 都保健所

施 設 名	所 在 地	電話番号	管 轄 地 域
西多摩保健所	青梅市東青梅5-19-6	0428-22-6141	あきる野市・青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町・日の出町・桧原村・奥多摩町
南多摩保健所	多摩市永山2-1-5	042-371-7661	日野市・多摩市・稲城市
多摩立川保健所	立川市柴崎町2-21-19	042-524-5171	立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市
多摩府中保健所	府中市美好町2-51-1	042-362-2334	武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市
多摩小平保健所	小平市花小金井1-31-24	042-450-3111	小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市
島しょ保健所大島出張所	大島町元町宇馬の背275-4	04992-2-1436	大島町・利島村・新島村・神津島村
島しょ保健所大島出張所 新島支所	新島村本村6-4-24	04992-5-1600	新島村
島しょ保健所大島出張所 神津島支所	神津島村1088	04992-8-0880	神津島村
島しょ保健所三宅出張所	三宅村伊豆1004	04994-2-0181	三宅村・御蔵島村
島しょ保健所八丈出張所	八丈町三根1950-2	04996-2-1291	八丈町・青ヶ島村
島しょ保健所小笠原出張所	小笠原村父島字清瀬	04998-2-2951	小笠原村

■ 23区の相談対応窓口

	環境一般に関すること	健康に関すること (労災を除く)	区の施設に関すること (小中学校を除く)	建築物に関すること (ビル管理法対象施設は 除く)
千代田	環境政策課 [総合]5211-4254	健康推進課（保健所） 5211-8161(代)	施設経営課 3264-2111(代)	建築指導課 3264-2111(代)
中央	環境推進課 3546-5404	健康推進課（保健所） 3541-5930	営繕課 3546-5481	建築課 3546-5453
港	環境課 3578-2111(代)	健康推進課（保健所） 6400-0083	施設課 3578-2111(代) 内2172	環境課 3578-2111(代) 内2490～2492
新宿	環境対策課 5273-3764	保健予防課（保健所） 5273-3862 (各保健センター対応可)	施設課 5272-8691	建築指導課 5273-3732
文京	環境政策課 5803-1260	保健予防課5803-1230 (各保健サービスセンター 対応可)	施設管理課 5803-1269	環境政策課 5803-1260
台東	環境課 5246-1283	保健予防課（保健所） 3847-9471	施設課（総務部） 5246-1351	建築課 5246-1335
墨田	環境保全課 5608-6210	向島保健センター 3611-6135 本所保健センター 3622-9137	営繕課（小中学校を含む） 5608-6271	建築指導課 5608-1111
江東	環境保全課 3647-6147	保健予防課（保健所） 3647-5906	営繕課 3647-9131	建築課 3647-9743

品川	環境課 5742-6751	保健センター 3474-2000（品川） 3788-2000（荏原） 3772-2666（大井）	施設整備課（技術管理担当） 5742-6653	建築課 5742-6767
目黒	環境保全課 5722-9384	保健予防課（保健所） 5722-9503 保健センター 3711-6446（碑文谷）	施設課（総務部） 5722-9157	環境保全課 5722-9384
大田	環境対策課 5744-1369	保健医療政策課（保健所） 5744-1263	施設管理課 5744-1397	建築調整課（主に解体） 5744-1383
世田谷	環境保全課 5432-2274	感染症対策課（保健所） 5432-2441	施設営繕第一課 5432-2620	環境保全課 5432-2274
渋谷	環境保全課 3463-1211(代) 内3525～8	地域保健課（保健所） 3463-1211(代) 内2482～3	施設整備 3463-1211(代) 内2672～3	環境保全課 3463-1211(代) 内3525～8
中野	環境部生活環境分野 3382-3135	保健予防分野（保健所） 3382-6500	経営室施設分野 3228-8853	都市基盤部建築分野 3228-8837
杉並	環境課 3312-2111(代)	保健予防課（保健所） 3391-1025	営繕課 3312-2111(代)	環境課 3312-2111(代)
豊島	環境保全課 3981-2405	健康推進課（保健所） 3987-4174	施設整備課 3981-1652	建築課 3981-4975
北	環境課 3908-8611	保健予防課（保健所） 3919-3101	営繕課 3908-8058	建築課（監察） 3908-9196
荒川	環境課〔総合〕 3802-4697	保健予防課（保健所） 3802-3111(代) 内424	営繕課 3802-3111(代) 内2881	建築指導課 3802-3111(代) 内2841
板橋	環境課 3579-2594	予防対策課 3579-2318	営繕課 3579-2582	建築指導課 3579-2578
練馬	環境課 3993-1111(代) 内8865～6	保健予防課（保健所） 3993-1111(代) （各保健相談所対応可）	施設管理課 3993-1111(代)	環境課又は建築課、 建築審査課、生活衛生課 3993-1111(代)
足立	生活環境保全課〔総合〕 3880-5304	保健予防課（保健所） 3880-5121 （各保健総合センター 対応可）	営繕管理課 3880-5936	建築審査課 3880-5276
葛飾	環境課 5654-8238	地域保健課（保健所） 3602-1231	営繕課 5654-8359	建築課 5654-8552
	防災課〔総合〕 5654-8223			
江戸川	環境推進課（環境部） 5662-1995	保健予防課（保健所） 5661-2464	施設課（都市開発部） 5662-6573	建築指導課（都市開発部） 5662-1104

※〔総合〕は、石綿対策に係る総合窓口を表す。

■ 市町村の相談対応窓口

	環境一般に関すること	健康に関すること (労災を除く)	市の施設に関すること (小中学校を除く)	建築物に関すること (ビル管理法対象施設は 除く)
八王子	環境保全課 [総合] 042-620-7255	保健対策課 (保健所) 042-645-5111	建築課 042-620-7285	建築指導課 042-620-7264
立川	環境対策課 042-523-2111(代) 内2248	健康推進課 042-527-3272	施設課 (行政管理部) 042-523-2111 (代) 内2438	環境対策課 042-523-2111(代) 内2248
武蔵野	環境政策課 0422-60-1842	健康課 0422-51-0700	施設課 (財務部) 0422-60-1865	まちづくり推進課 0422-60-1873
三鷹	環境政策課 0422-45-1151(代) 内2523	健康推進課 0422-46-3254	環境政策課 0422-45-1151(代) 内2523	環境政策課 0422-45-1151(代) 内2523
青梅	環境政策課 0428-22-1111(代) 内2333・2334	健康課 0428-23-2191	建築営繕課 0428-22-1111(代) 内2591・2592	環境政策課 0428-22-1111(代) 内2333、2334
府中	環境政策課 042-335-4196	健康推進課 042-368-6510	環境政策課 042-335-4196	環境政策課 042-335-4196
昭島	環境課 042-544-5111(代) 内2297～8	健康課 042-544-5126	環境課 042-544-5111(代) 内2297～8	環境課 042-544-5111(代) 内2297～8
調布	環境政策課 [総合] 042-481-7087	健康課 042-441-6102	営繕課042-481-7111(代) 内7425	建築指導課 042-481-7517
町田	環境保全課 042-724-2711	健康課 042-725-5422	営繕課 042-724-1293	建築指導課 042-709-0594
小金井	環境政策課 042-387-9817	健康課 042-321-1240	建築営繕課 042-387-9858	環境政策課 042-387-9817
	企画財政部企画課 [総合:対策本部] 042-387-9800			
小平	環境保全課 042-346-9536	健康推進課 042-346-3700	施設整備課 042-346-9553	環境保全課 042-346-9536
日野	環境保全課 042-585-1111(代) 内3511	健康課 042-581-4111	財産管理課 042-585-1111(代) 内4721	建築指導課 042-587-6211
	企画部企画調整課 [総合] 042-585-1111(代)内4111			
東村山	環境・住宅課 042-393-5111(代) 内2422、2423	健康増進課 042-393-5111(代) 内3213	営繕課 042-393-5111(代) 内2362	環境・住宅課 042-393-5111(代) 内2422、2423
国分寺	環境計画課 042-325-0111(代) 内355		総務課 042-325-0111(代) 内421	環境計画課 042-325-0111(代) 内355

国立	環境政策課 042-576-2111(代) 内135		建築営繕課 042-576-2111(代) 内353	環境政策課 042-576-2111(代) 内135
福生	環境課 [総合] 042-551-1718		環境課 042-551-1718	環境課 042-551-1718
狛江	環境政策課 [総合] 3430-1111(代)	健康推進課 3488-1181	施設課 3430-1111(代)	
東大和	環境課 042-563-2111(代) 内1272	健康課 042-565-5211	環境課 042-563-2111(代) 内1272	
清瀬	水と緑の環境課 042-492-5111(代) 内394	健康推進課 042-492-5111(代) 内544	総務課 042-492-5111(代)	
東久留米	環境政策課 042-470-7753	健康課 042-477-0022	管財 042-470-7717	
武蔵村山	環境課 042-565-1111(代) 内295	健康推進課保健相談セン ターお伊勢の森分室 042-564-5421(代)	施設課 042-565-1111(代) 内452	施設課 042-565-1111(代) 内452
多摩	環境政策課 042-338-6831	健康推進課 042-376-9111	環境政策課 042-338-6831	環境政策課 042-338-6831
稲城	環境課 042-378-2111(代) 内264、266	健康課 042-378-3421	建設保全課 042-378-2111(代) 内375、376	
羽村	環境保全課 042-555-1111(代)		環境保全課 042-555-1111(代)	
あきる野	生活環境課 042-558-1111(代) 内2514～5	健康課 042-558-1111(代) 内2661	契約管財課 042-558-1111(代) 内2333	
西東京	環境保全課 042-438-4042	健康課 042-438-4021	建築営繕課 042-460-9815	環境保全課 042-438-4042
瑞穂	環境課（環境係） 042-557-0544	健康課（健康係） 042-557-5072	管財課（管財係） 042-557-7486	環境課（環境係） 042-557-0544
日の出	生活安全安心課（環境係） [総合] 042-597-0511(代) 内334	いきいき健康課 （健康推進係） 042-597-0511(代) 内501	企画財政課（管財係） 042-597-0511(代) 内317	生活安全安心課（環境係） [総合] 042-597-0511(代) 内334
檜原	産業環境課（生活環境係） 042-598-1011	福祉けんこう課 （けんこう係） 042-598-3121	企画財政課（企画財政係） 042-598-1011	産業環境課（生活環境係） 042-598-1011
奥多摩	住民課（生活環境係） 0428-83-2182	福祉保健課 （国保健康係） 0428-83-2777	企画財政課 （契約管財係） 0428-83-2360	住民課（生活環境係） 0428-83-2182

大島	地域整備課 生活環境係 04992-2-1487	総務課 04992-2-1443	観光産業課 04992-2-1446	
利島	産業・観光課 04992-9-0011(代)	住民課 04992-9-0011(代)	総務課 04992-9-0011(代)	総務課 04992-9-0011(代)
新島	民生課 04992-5-0240	さわやか健康センター 04992-5-1856	総務課 04992-5-0240	建設課 04992-5-0240
神津島	環境衛生課 04992-8-0011	保健医療課 04992-8-0011	総務課 04992-8-0011	
三宅	総務課 04994-5-0981	村民生活課 (保健係) 04994-5-0902	総務課 04994-5-0981	総務課 04994-5-0981
御蔵島	総務課 04994-8-2121	総務課 04994-8-2121	総務課 04994-8-2121	総務課 04994-8-2121
八丈	住民課（環境係） 04996-2-1123	福祉健康課（保健係） 04996-2-5570	総務課 04996-2-1121	
青ヶ島	事業課（事業係） 04996-9-0111(代)	総務課（庶務民生係） 04996-9-0111(代)	総務課（庶務民生係） 04996-9-0111(代)	
小笠原	建築水道課 04998-2-3115	村民課（福祉係） 04998-2-3939	総務課（総務係） 04998-2-3111	総務課（総務係） 04998-2-3111

※ 1 [総合] は、石綿対策に係る総合窓口を表す。

※ 2 空欄は、調整中又は対応窓口を特に設けていない場合である。

第7 参考

1 Q & A (目次)

問 1 建築物等の解体、改修等の作業を行うときの事前調査の方法は？	38
問 2 石綿が使用されている建築物等の解体、改修等の作業を行うときに必要な届出は？	38
問 3 石綿が使用されている建築物等の解体、改修等の作業を行うときに必要な資格は？	45
問 4 石綿除去作業の方法は？	46
問 5 呼吸用保護具等の選択は？	47
問 6 石綿含有率の分析方法と石綿濃度の測定方法は？	49
問 7 大気汚染防止法の石綿に関する規制の内容は？	50
問 8 廃棄物処理法の石綿に関する規制の内容は？	51
問 9 建設リサイクル法の石綿に関する規制の内容は？	52
問10 建築基準法の石綿に関する規制の内容は？	52
問11 宅地建物取引業法の石綿に関する規制の内容は？	54
問12 石綿除去業者、廃棄物処理業者は？	54
問13 石綿除去にかかる費用は？	55
問14 建築物に石綿がある場合の対処の仕方は？	55
問15 石綿に係る法令施行等の経緯は？（主に労働安全衛生関係）	56
問16 石綿を吸い込んだ可能性があり心配ですが？	59
問17 石綿に関する健康診断を実施している機関は？	59
問18 石綿健康診断とじん肺健康診断等の関係は？	60
問19 健康診断や診察を受けたところ、石綿による所見があるといわれたときは？	60
問20 健康診断、健康管理手帳に関する手続きは？	61

問1 建築物等の解体、改修等の作業を行うときの事前調査の方法は？

石綿障害予防規則第3条で義務付けられている事前調査の内容は右図のとおりです。

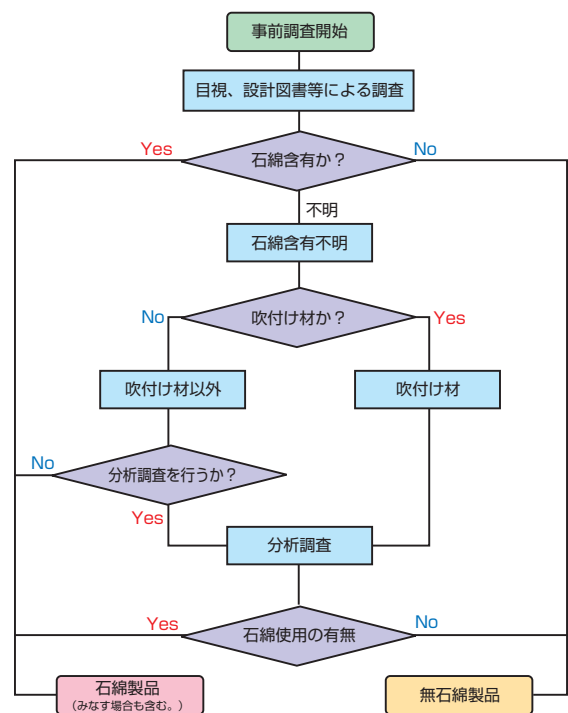
まず、設計図書、施工記録、維持保全記録、発注者等からの情報等の書面調査を行い、現場調査により確認します。(石綿含有建材の主な用途、種類等についてはP2のほか、次の資料が参考となります。)

なお、吹付け材の施工時期のみをもって石綿が使用されていないという判定はできません。

設計図書等による調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかった場合、吹付け材の場合は発じんが著しく多いため必ず分析により石綿の使用の有無を調査する必要があります。(分析の方法等については問6参照)

※調査結果は40年間保存することが望まれます。

- ・「石綿（石綿）含有建材データベース」
経済産業省・国土交通省ホームページ
- ・「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007」（公社）日本作業環境測定協会発行
- ・「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」（一社）JATI協会発行



問2 石綿が使用されている建築物等の解体、改修等の作業を行うときに必要な届出は？

1 労働安全衛生に関する届出

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則において、使用されている石綿の状況等による区分に応じて、次の届出を、事業場（作業場）の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出することとされています。

- ① 耐火建築物・準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業 → 「建設工事計画届」
- ② ①以外の吹付け石綿除去作業
・ 吹付け石綿の封じ込め、囲い込み作業
・ 石綿含有の保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業
→ 「建築物解体等作業届」

届出様式、添付書類等は次のとおりです。

この他、使用されている石綿の状況等により、

- ・ 大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業届出書」
- ・ 建設リサイクル法に基づく分別解体等計画の「届出書」

(東京都内においてはさらに)

- ・ 環境確保条例に基づく「石綿飛散防止方法等計画届出書」
- ・ 廃棄物に関する指導指針等に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書」「廃石綿等処理計画書」を提出する必要があります。

建設工事計画届

届出対象 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を行うとき。

届出様式 様式第21号 (労働安全衛生規則)

添付資料例

社内審査書	セキュリティゾーンの組立図
工事計画	負圧除じん装置の台数計算
工事概要	除去箇所における負圧機
案内図	セキュリティゾーンの設置計画図
敷地内建物配置図	除去作業手順
建物施工範囲（平面図、断面図）	除去終了時の清掃方法
事前調査方法、結果	各設備の撤去方法
工程表	安全衛生管理書
組織図	作業環境測定計画
緊急連絡体制	特別管理産業廃棄物処理計画
除去処理工事手順（フローチャート）	収集運搬業・処分業許可証（写）
有資格者証（写）	測定機関・測定士登録証（写）
使用機器・資材一覧表	使用する呼吸用保護具、
仮設計画図（足場等）	作業衣等のカタログ
標準養生図	資材カタログ

提出時期 仕事の開始日の14日前までに提出

注意事項 14日前までに提出できない場合には、仕事の開始日の変更を要請する場合があります。

当該届け出について、労働安全衛生関係法令に違反があると認められるときは、工事の開始を差し止め、又は計画を変更するよう命じることがあります。

様式第21号（第91条、第92条関係）

建設工事計画届
土石採取

事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号	
		電話（ ）	
仕事の範囲	採掘する土石の種類		
発注者名	工事請負金額		
仕事の開始予定年 月 日	仕事の終了予定年月日		
計画の概要			
参加者の氏名		参加者の経歴の概要	
主たる事務所の所在地		電話（ ）	
使用予定労働者数	関係請負人の予定数	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	

平成 年 月 日

事業者 職 氏名

印

厚生労働大臣 殿
労働基準監督署長

備考

1 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字を抹消すること。

2 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。

建設業 水力発電所等建設工事 下水道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事
 橋りょう建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事
 その他の土木工事鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事 鉄筋造家屋建築工事
 建設設備工事 その他の建築工事 電気工事業 機械器具設置工事 その他の設備工事

土石採取業 採石業 砂利採取業 その他の土石採取業

3 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則第90条各号の区分により記入すること。

4 「発注者名」及び「工事請負金額」の欄は、建設工事の場合に記入すること。

5 「計画の概要」の欄は、届け出る仕事の主な内容について、簡潔に記入すること。

6 「使用予定労働者」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。

7 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。

8 「参加者の経歴の概要」の欄は、参加者の資格に関する学歴、勤続年数等を記入すること。

9 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

建築物解体等作業届

届出対象 ア 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材、断熱材（※）を除去する作業を行うとき。
 イ 吹き付けられた石綿等を除去する作業のうち、建設工事計画届の対象となるもの以外の作業を行うとき。
 ウ 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行うとき。

(※) 石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、けいそう土保温材、パーミキュライト保温材、パーライト保温材、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第2種、屋根用折版石綿断熱材、煙突石綿断熱材

届出様式 様式第1号 (石綿障害予防規則)

添付資料例

工事計画書	除去作業を行う場所の養生の方法
工事概要	作業員以外の立入禁止措置及びその旨の表示方法
案内図	湿潤化の方法
敷地内建物配置図	有資格者証（写）
建物施工範囲（平面図、断面図）	使用する呼吸用保護具、作業衣等のカタログ
工程表	
組織図	
緊急連絡体制	
事前調査方法、結果	

提出時期 仕事を開始する前にあらかじめ提出

注意事項 なるべく早く提出してください。

様式第1号（第3条関係）

建築物解体等作業届

事業場の名称			作業場の所在地		
仕事の範囲					
解体する部材の種類					
発注者名			工事請負金額	円	
仕事の開始 予定年月日	年	月	日	仕事の終了 予定年月日	年 月 日
主たる事務所の所在地	電話				
使用予定労働者数	人	関係請負人の 予定数	人	関係請負人の 使用する労働者の 予定数の合計	人
作業主任者の氏名					
石綿ばく露防止のための措置の概要					

年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

備考

- 1 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 2 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 3 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄は、工事に当たって行う石綿のばく露防止対策を講ずる措置の内容について、簡潔に記入すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 大気汚染防止に関する届出

大気汚染防止法と東京都環境確保条例が改正されたことに伴い、平成26年6月1日より、届出義務者が工事の施工者から、工事の発注者又は特定工事を請負契約によらず自ら施工する者に変更されました。また、法の届出様式（様式第3の4）が変更されました。

届出窓口については今回の改正による変更はありません。

(1) 届出対象

工事の内容		届出様式	大気汚染防止法	環境確保条例
			様式第3の4	第35号様式
吹付け石綿の使用面積	15m ² 以上		○	○
	15m ² 未満		○	
吹付け石綿、保温材等が使用されている建築物の延べ面積又は工作物の築造面積	500m ² 以上		○	○
	500m ² 未満		○	

(2) 届出窓口

工事の場所	工事の対象・規模	届 出 窓 口
23区	すべての工事	各区の環境主管課
八王子市	すべての工事	八王子市環境部環境保全課
その他の市	延べ面積が2,000m ² 未満の建築物	各市の環境主管課
	延べ面積が2,000m ² 以上の建築物、全ての工作物	東京都多摩環境事務所環境改善課
西多摩郡の町村	すべての工事	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ	すべての工事	東京都環境局環境改善部大気保全課

(3) 届出の時期及び部数

工事施工開始日の14日前までに、「2」の届出窓口に2部提出してください。

※東京都に提出する場合は知事、区役所・市役所の場合は区長・市長あてになります。

※環境確保条例第35号様式は、大気汚染防止法の届出と同時に提出してください。

※区市によっては、独自の規制を行っている場合がありますので、御注意ください。

問い合わせ先

東京都環境局環境改善部大気保全課 新宿区西新宿2-8-1 電話 03-5388-3492

東京都多摩環境事務所環境改善課 立川市錦町4-6-3 電話 042-523-0238

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定工事を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く。) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 (作)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	㎡		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。	※備考	
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他)延べ面積 ㎡ (階建) その他工作物		
特定工事を実施する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

備考

1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
2 参考事例の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び4項第3号及び第4号までに規定する事項を記載した点類となる。
3 ※印の欄には、記載しないこと。
4 届出者、見取図及び別紙の使用の大きさは、同面、表等のむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除 去・囲い込み・封じ込め・その他
集じん・排気装置	種類・型式・設置数 排気能力 (m³/min) 使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)
使用する資材及びその種類	(1時間当たり換気回数 回)
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

備考

1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
2 使用する資材及びその種類の欄には、見取図・図化表等の添付、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、概略の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
4 作業場の隔離又は養生の状況、養生及び囲い込みの設置状況を必ず見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容積 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

第35号様式(第60条関係)

石綿飛散防止方法等計画届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の名称	
作業場の隔離方法	
作業場の集じん・排気装置の能力等	集じん効率 作業場の負圧確保に必要な排気風量の計算概略 作業場の容量 必要排気風量 排気能力
集じん・排気装置等の維持管理	% m³ m³/分 m³/分×台= m³/分
隔離用シートの撤去	
排水の処理	
石綿濃度の測定	
粉じん飛散防止方法	

備考

1 特定工事の名称欄には、大気汚染防止法施行規則に規定する様式第3の4に記載する特定工事の名称を転記すること。
2 この様式各欄に記入しきれない場合は、別紙に記入し添付すること。
3 標準作業工程図(吹付け石綿及び石綿被覆材の除去等の作業の流れ部分からもの)及び工程表を添付すること。
(日本工業規格A4例4番)

- 41 -

3 廃棄物処理に関する届出

昭和62年8月21日制定・平成17年7月20日改正の「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」（以下「指導指針」といいます。）4（6）では、吹付け石綿及び石綿保温材の処理に関する業務を適切に行わせるため、排出事業者に対し廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の設置と、要綱に基づく都への設置報告を規定しています。

都では、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の適正処理に万全を期するために、指導指針を下記のとおり運用しています。

廃石綿等を生ずる事業場を設置している事業者は、

- ① 特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書に、別紙「廃石綿等処理計画書」を添付して東京都に提出してください。
- ② 産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するためにマニフェスト制度が法定化されており、廃石綿等の最終処分が終了したときは、処分業者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写しを排出事業者に返送してください。

問い合わせ先

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課規制監視担当 新宿区西新宿2-8-1 電話 03-5388-3589

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 管理責任者設置（変更）報告書	
年 月 日	
東京都知事殿	
住所 氏名 印 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更）したので、次のとおり報告します。	
事業場の名称、所在地及び業種	名称 住所 〒 電話 ()
特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名	(フリガナ) 職名 氏名
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	1. 講習会修了（修了証番号 第 号） 2. 1以外の資格者（ ）
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の年月日及びその事由（初めて設置する場合は「新規設置」と記入）	(設置) 年 月 日 (事由) (工期) 年 月 日 ～ 年 月 日
特別管理産業廃棄物の種類	
* 事務連絡欄 (記入不要)	

備考 1. 特別管理産業廃棄物の種類は、できるだけ具体的に記入のこと。また、特定有害産業廃棄物の場合は、その物質名も記入のこと。
2. 講習会修了による資格の場合は、講習会修了証の写しを添付すること。
3. 正確な部取出し、受付印押印後上部を保管のこと。なお、郵送する場合は返信用の封筒及び郵券を同封のこと。

廃石綿等処理計画書			
平成 年 月 日			
排出事業者			
排出事業者の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者氏名		電話	
排出現場事業者名称・工事名			
所在地		電話	
廃石綿等の予定数量（注）			
収集・運搬業者	委託の有無	有 ・ 無	
	名称	担当者名	
	所在地	電話	
	許可番号	東京都 13-	運輸先
中間処理業者	中間処理方法	溶融固化 ・ その他 ()	
	委託の有無	有 ・ 無	
	名称	許可番号	
	所在地	電話	
最終処分業者	最終処分方法	現立処分 ・ 再生	
	委託の有無	有 ・ 無	
	名称	許可番号	
	所在地	電話	

（注）重量を測定していない場合は、1㎡＝0.25tで換算してください。

4 建設リサイクルに関する届出

建設リサイクル法第10条第1項の規定に基づく届出については、次のとおりです。

(1) 対象となる建設工事

- ア 建築物の解体（建物建替、改築など取り壊しを伴うもの）
 - ・取り壊す建物の延べ床面積が80m²以上の建築物等
- イ 建築物の新築・増築工事
 - ・新築する建物の延べ床面積が500m²以上の建築物等
- ウ 建築物の修繕・リフォーム等
 - ・建築工事費が、1億円以上の建築物等
- エ その他の工作物に関する工事（土木工事等）
 - ・契約金額が500万円以上の工事

(2) 届出時期

発注者または受託をした業者は、工事着工の7日前までに、分別解体等の計画等について、届出が必要です。

(3) 提出書類

- ① 届出書 様式第1号
- ② 分別解体等の計画等
 - ア 解体の場合「建築物に係る解体工事」様式（別表1）
 - イ 新築・増築・修繕の場合「建築物に係る新築工事等」様式（別表2）
 - ウ その他の工作物（土木工事等）の場合「建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等」様式（別表3）
- ③ 案内図
- ④ 設計図又は写真
- ⑤ 工程表
- ⑥ 委任状（代理者が届け出る場合）

(4) 届出先

- ・23区部
 - ① 解体・新築等を行う建築物の床面積の合計が1万m²を超えるものなど
→東京都（都市整備局市街地建築部建築指導課）
 - ② 上記以外
→特定行政庁である各区の担当部署
- ・多摩
 - ① 特定行政庁である9市（八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、町田、日野及び国分寺市）
→各市の担当部署
 - ② 上記以外
→所在地を所管する東京都多摩建築指導事務所
（建築指導第一課、建築指導第二課、建築指導第三課）
- ・島しょ部
→東京都（都市整備局市街地建築部建築指導課）

問い合わせ先

東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物担当 新宿区西新宿2-8-1 電話 03-5388-3231

(様式第一号)

(A4)

届 出 書

加事
出区新井 殿

平成 年 月 日

218*
発注者又は自主施工者の氏名 (法人にあっては代表者又は代表者の氏名) _____ (印)
(郵便番号) _____ 電話番号 _____

住所 _____
(住所予定地) (郵便番号) _____ 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1. 工事の概要

(1) 工事の名称 _____

(2) 工事の場所 _____

(3) 工事の種類及び規模

☐ 建築物に係る解体工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象面積の合計 _____ m²
☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象面積の合計 _____ m²
☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
 用途 _____ 階数 _____ 諸刃代金 _____ 万円
☐ 建築物以外のものである解体工事又は新築工事等 諸刃代金 _____ 万円

(4) 諸刃・自主施工の例: ☐ 諸刃 ☐ 自主施工

2. 元請業者 (諸刃契約によるでない自ら施工の場合は記載不要)

218*
(3) 氏名 (法人にあっては親又は名付及び代表者の氏名) _____
(郵便番号) _____ 電話番号 _____

(4) 住所 _____

(5) 許可番号 (登録番号)

☐ 建設業の場合

建設業許可 _____ 国土庁(国) _____ 号 (_____ 工事業)

主任技術者 (監理技術者) 氏名 _____

☐ 解体工事事業の場合

解体工事事業登録 _____ 加事 _____ 号

技術管理責任者 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法律第10条第1項の規定による取扱いを受けた年月日
(諸刃契約によるないで自ら施工の場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
 建築物に係る新築工事等については別表2
 建築物以外のものである解体工事又は新築工事等については別表3
 により記載すること。

5. 工程の概要

(工事許可予定日) 平成 年 月 日
(工事完了予定日) 平成 年 月 日

(できる)の1段階、2段階を指すこととし、記載することができない場合は、「段階」とし、「段階」とし「工程」とし記載するものとする。

1 「階段」は、決り事項に「1」を付すること。
 2 決り事項に代えて、実情を示すこととする。
 3 決り事項は、対象建設工事に係る建築標準等の設計図書又は概算を必ず明瞭な方法で添付すること。

※受託番号 _____

別表1

(A4)

建築物に使う躯体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	延年数 年、棟数 棟		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 低地発生との最短距離 約 m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	☐ 十分 ☐ 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無() 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()		
	残存物品	☐ 有() ☐ 無()		
	特定建設資材への付着物	☐ 有() ☐ 無()		
	その他	☐ 有() ☐ 無()		
工事工程の概要、内容及び分解方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	1. 建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	2. 屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	3. 外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	4. 基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	5. その他		その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用
	工事の工程の順序		その工程における「1」→「2」→「3」の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()	
	☐ 内装材に木材が含まれる場合		その工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()	
	建築図面に示した建築資材の見込み		建物	トン
	特定建設資材等(建築物の構造等)の量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分		☐ コンクリート製 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート製 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造	発生が見込まれる部分(トン) (1) (2) (3) (4) (1) (2) (3) (4) (1) (2) (3) (4) (1) (2) (3) (4)
備考		(1) 1. 建築設備・内装材等 2. 屋根ふき材 3. 外装材等 4. 基礎・基礎ぐい 5. その他		

□欄には、該当箇所「レ」を付すること。

別表2

(A4)

建築物に係る震災工事等（震災・増築・修繕・耐震補修）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類	☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト、コンクリート ☐ 木材 その他（ 年、棟数、 棟 ）		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況 現況状況 周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他（ ） 敷地境界との最短距離 約 〇m その他（ ）		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他（ ）		
搬出経路	障害物 ☐ 有（ ） ☐ 無 前道路の幅員 約 〇m 通ず路 ☐ 有 ☐ 無 その他（ ）		
特定建設資材への目録簿（環境・衛生管理工事のみ）	☐ 有 （ ） ☐ 無 その他		
工程ごとの作業内容	工程	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	作業内容
①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無		
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無		
④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無		
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
廃棄物発生見込み	☐ コンクリート廃	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④
	☐ アスファルト・コンクリート廃	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④
	☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④
	☐ トシ	トン	☐ ① ☐ ②
備考	①② ①③ ②④ ③④ ①②③④ ①②③④⑤ ①②③④⑤⑥ ①②③④⑤⑥⑦ ①②③④⑤⑥⑦⑧ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		

別表 3

(A4)

建築物以外のものに係る解体工事は別表1工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工物件の構造 (建築物工事のみ)	1. 鉄筋コンクリート造 ☐ 2. その他 ☐ ()		
工事の種類	☐ 新築工事 ☐ 増築・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他 ☐ ()		
使用する特定建設資材の種類 (資材名・単位・数量を記入)	☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄筋から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工物件の状況	築年数 年	その他 () ()	
工物件に関する調査の結果	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ () () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 () ()		
工物件に関する調査の結果及び工事着手前に実施する調査の内容	工事物件に関する調査の結果 工事着手前に実施する調査の内容 作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 () () 掘出経路 障害物 ☐ 有 ☐ 無し ☐ 無し 掘出経路の幅員 約 _____ m 掘削深度 ☐ 有 ☐ 無し その他 () () 掘削深度が一定の場合、掘削・掘削・掘削 掘削深度が一定の場合、掘削・掘削・掘削 その他 () ()		
上程工程の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
1. 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
2. 土留	土留工事 ☐ 有 ☐ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
3. 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
4. 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
5. 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
6. その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	①以上の工程における②→④→③の順序 その他 () () その他の場合の理由 () ()		
工物件に用いられた建設資材の量 の記入 (解体工事のみ)	トン		
建築物の解体 状況の記入 状況の記入	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分 (トン)
	☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④
	☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④
	☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④
	☐ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④
備考			

□欄には、該当箇所には「ト」を付すこと。

問3 石綿が使用されている建築物等の解体、改修等の作業を行うときに必要な資格は？

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生施行令及び石綿障害予防規則において、石綿を取り扱う作業を行うときは、**石綿作業主任者**を選任して、作業に従事する労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等の職務を遂行しなければなりません。

また、石綿が使用されている建築物等の解体、改修等の作業に係る業務に就くすべての労働者に対して、法定の**特別教育**を行わなければなりません。

● 石綿作業主任者

石綿作業主任者は、平成18年4月1日以降に石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任することとされています（平成18年3月までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者は石綿作業主任者となる資格を有しています。）。

石綿作業主任者技能講習を修了するには、都道府県労働局長の登録を受けた者（登録教習機関）が行う技能講習を受講しなければなりません。東京労働局長の登録教習機関は一覧表のとおりです。

石綿作業主任者技能講習の内容は、合計10時間以上の講習及び修了試験を行うこととされています。

● 特別教育（石綿使用建築物等解体等業務特別教育）

特別教育の内容は、法定科目について合計4時間30分以上の教育を行うこととされており、事業者は特別教育を行ったときは、受講者、科目等の記録を作成して3年間保存しておかなければなりません。

特別教育は当該労働者を使用する事業者が行うことと定められていますが、事業者に代行して特別教育を実施している団体等もあります（事業者団体、元方事業者、石綿作業主任者技能講習の登録教習機関等に照会してください。）。他の事業場において当該特別教育を受けた者、石綿作業主任者技能講習を修了した者等については特別教育の科目の省略が認められています。

この他、吹付け石綿及び石綿保温材等を排出するときは、廃棄物処理法に基づき、環境省で定める資格（認定講習会修了等）を有する**特別管理産業廃棄物管理責任者**を置かなければなりません。同講習会については、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（TEL 03-5275-7111）に照会してください。

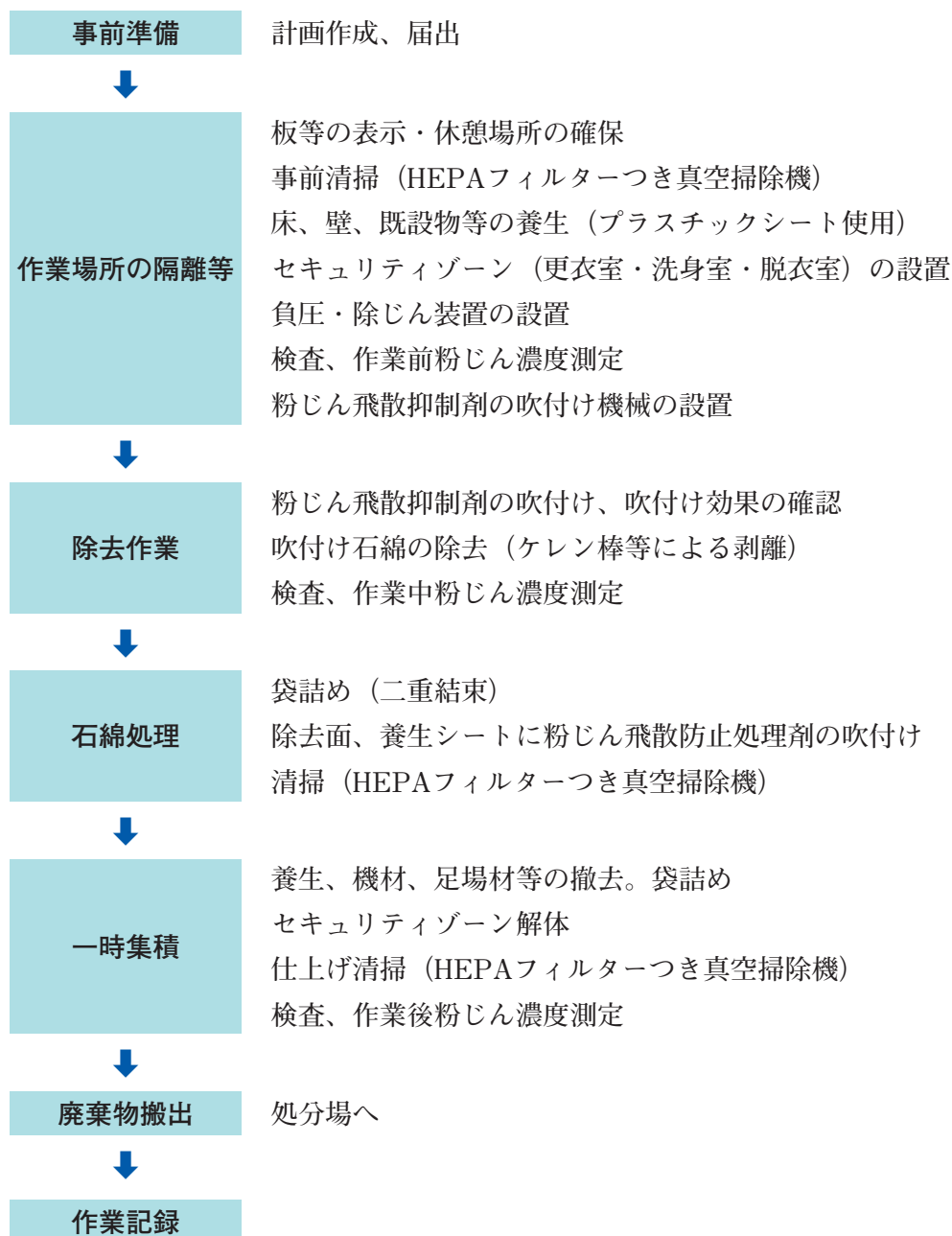
石綿作業主任者技能講習 東京労働局長 登録教習機関一覧表

名称	電話番号	所在地
（公社）東京労働基準協会連合会	03-6380-8305	東京都千代田区二番町9-8
（一財）労働安全衛生管理協会	03-3866-7560	東京都千代田区神田佐久間町3-37 大栄ビル3階
建設業労働災害防止協会 東京支部	03-3551-5372	東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内
（株）IHI技術教習所 東京センター	03-5633-8340	東京都江東区新砂1-10-17
（株）安全教育センター 東京支局	0120-03-1404	東京都中央区銀座1-15-7 マック銀座ビル303
（一社）新宿労働基準協会	03-3366-4737	東京都新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205
特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター	03-3683-9765	東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階
（公社）日本作業環境測定協会	03-3456-1601	東京都港区芝4-4-5

※講習日程等はそれぞれの教習機関に直接照会してください。（平成29年12月現在 登録番号順）

問4 石綿除去作業の方法は？

除去する石綿の種類や作業する場所の状況等により異なりますが、最も粉じんが飛散しやすい吹付け石綿の除去作業（レベル1）の標準的な作業の流れの例を示すと次のとおりです。



具体的な作業方法については、次の資料が参考となります。

- 「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル【2.11版】」
厚生労働省発行
- 「新版 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」
建設業労働災害防止協会 発行
- 「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」
東京都 環境局 環境改善部 発行
- 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014」
環境省 発行

また、いわゆる成形板等の解体等作業（レベル3）は、レベル1、2と比較して発じん性が低いといわれていますが、石綿粉じんの飛散防止対策を状況に応じて確実に行う必要があります。

具体的な作業方法については、上記のほか、次の資料が参考になります。

- ・「アスベスト成形板対策マニュアル」
東京都環境局環境改善部 発行

さらに、地震や洪水等の災害時には、平常時における対策がとりづらい場合がありますが、災害時においても適切な石綿飛散防止を図る必要があります。

具体的な作業方法については、次の資料が参考になります。

- ・「災害時におけるアスベスト飛散防止に係る取扱いマニュアル」
環境省 水・大気環境局 大気環境課ほか編集

問5 呼吸用保護具等の選択は？

石綿障害予防規則では、石綿の切断等の作業（石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を含む。）や石綿が吹き付けられた建築物等における臨時の作業を行う場合、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用することとしています。また、平成21年4月1日からは、石綿障害予防規則第6条第2項第1号の規定により隔離を行った場所において吹き付けられた石綿等の除去等の作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器等を使用させることが必要とされています。保護具の選択に関しては、厚生労働省通達で、「呼吸用保護具については、作業に応じて有効なものを選択すること。作業衣は粉じんの付着しにくいものとする。」と示し、さらに、「本条（石綿障害予防規則第44条）の「呼吸用保護具」とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具（簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。）、防じんマスク並びに面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具をいい、これらのうち、防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具については、国家検定に合格したものであること。」とも示しています。

実際の作業における保護具の選定については、作業レベルに応じ、発じんの度合いを参考にして選択して適正に使用することが望まれます。

各保護具の性能・特徴、具体的な保護具の選択方法及び使用上の注意事項等については、次の資料が参考となります。

なお、呼吸用保護具のうち、使い捨て式防じんマスクは使用しないようにしてください。

- ・「新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」
建設業労働災害防止協会 発行
- ・「改訂 建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防（特別教育テキスト）」
建設業労働災害防止協会 発行
- ・「石綿作業主任者テキスト」
中央労働災害防止協会 発行
- ・「平成18年度調査研究報告書 石綿飛散が想定される作業現場における石綿作業環境測定とマスク効率に関する調査」
(独) 労働者健康安全機構 岡山産業保健推進センター

石綿等を取扱う作業に使用する保護具について

1. 石綿を取扱う作業に使用する呼吸用保護具

作業レベル	呼 吸 用 保 護 具		気中の石綿繊維濃度 (平均濃度)
	区分	種 類	
レベル1	①	全面形のプレッシャデマンド形複合式エアラインマスク	150本/cm ³ 超
	②	①区分の呼吸用保護具又は全面形のプレッシャデマンド形エアラインマスク	15本/cm ³ 超～ 150本/cm ³ 以下 (管理濃度の1000倍)
	③	①、②区分の呼吸用保護具又は面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク（一定流量形エアラインマスク、送風機形ホースマスク）	7.5本/cm ³ 超～ 15本/cm ³ 以下 (管理濃度の100倍)
レベル2	④	①、②、③区分の呼吸用保護具又は全面形の取替え式防じんマスク 粒子捕集効率99.9%以上（RL3、RS3）	1.5本/cm ³ 超～ 7.5本/cm ³ 以下 (管理濃度の50倍)
	レベル3 ⑤	①、②、③、④区分の呼吸用保護具又は半面形の取替え式防じんマスク 粒子捕集効率99.9%以上（RL3、RS3）	1.5本/cm ³ 以下 (管理濃度の10倍)
	(発じんの小さい場合) ⑥	①、②、③、④、⑤区分の呼吸用保護具又は半面形の取替え式防じんマスク 粒子捕集効率95.0%以上（RL2、RS2）※	0.15本/cm ³ 以下

※ ⑥の半面形の取替え式防じんマスク（RL2、RS 2）は発じんの小さい場合のみ使用可能

2. 石綿を取扱う作業に使用する保護衣等

作業レベル	区分	保護衣等の種類	気中の石綿繊維濃度 (平均濃度)
レベル1、レベル2	①	保護衣（全身を覆う服（カバーオール）、又はつなぎ服、頭巾、手袋）、シューズカバー、手袋	0.15本/cm ³ 超 (管理濃度超)
レベル3（湿潤化が困難な場合、機械等による破砕など発じんの大きい場合）			
(手ばらしによる解体等発じんの小さい場合)	②	①区分の保護衣等又は作業衣（粉じんの付きにくいもの）	0.15本/cm ³ 以下

出所：「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」、建築業労働災害防止協会

問6 石綿含有率の分析方法と石綿濃度の測定方法は？

● 含有率の分析

建材中の石綿含有率の分析を行う場合、特に資格はありませんが、分析方法については次の厚生労働省通達が示されており、規制の基準である石綿を0.1%を超えて含有しているか否かの分析方法は日本工業規格（JIS）A1481-1、A1481-2、A1481-3、若しくはA1481-4又はこれと同等以上の精度を有する分析方法によることとされています。

- 平成18年8月21日付け基発第0821002号（一部改正 平成28年4月13日付け基発0413第3号）

「建材中の石綿含有率の分析方法について」

- 平成26年3月31日付け基安化発0331第3号

「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」

- 平成20年2月6日付け基安化発第0206003号

「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」

- 平成21年12月28日付け基安化発第1228第1号

「バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について」

また、天然鉱物中の石綿含有率の分析に関しては次の厚生労働省通達が表示されており、タルク、セピオライト、バーミキュライト及び天然ブルーサイトについて、規制の基準である石綿を0.1%を超えて含有しているか否かの判定を行う場合の分析方法が整理されています。

- 平成18年8月28日付け基安化発第0828001号

「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」

● 濃度の測定

労働安全衛生法、石綿障害予防規則等に定められた作業環境測定を行うには、作業環境測定の国家資格が必要です。また、業として行う場合は作業環境測定機関としての登録が必要です。詳細については次の機関にお問い合わせください。

- ① 作業環境測定士の国家試験に関すること

（公財）安全衛生技術試験協会（TEL 03-5275-1088）

- ② 作業環境測定士の登録講習に関すること

（公社）日本作業環境測定協会研修センター（TEL 03-3456-1601）

- ③ 作業環境測定士の登録に関すること

（公財）安全衛生技術試験協会（TEL 03-5275-1088）

- ④ 作業環境測定機関の登録に関すること

東京労働局 労働基準部 健康課（TEL 03-3512-1616）

上記作業環境測定の実施方法については、「作業環境測定基準」が、測定結果の評価については「作業環境評価基準」（管理濃度等）が、屋外作業場での個人サンプラーによる測定、結果の評価方法等については「屋外作業場における作業環境管理に関するガイドライン」が、それぞれ定められています。

なお、石綿障害予防規則等で実施が義務づけられている石綿の作業環境測定は、「常時、石綿を取り扱う屋内作業場」において「6か月以内ごとに定期的に」行うものです。したがって、多くの建築物等の解体、改修等の作業のように、同一作業場で石綿を取り扱う業務の期間が6か月未満である場合は、作業場内の作業環境測定実施義務はありませんが、作業中の石綿粉じん濃度の測定を行うことは、石綿ばく露防止対策の効果を点検・評価し、必要な改善を図ることができる上、他の作業場所における対策を講ずる際に有用な情報が得られるものであるといえます。

また、東京都の環境確保条例に定める石綿含有建築物等解体工事の場合は、次のとおり石綿の濃度を測定するように規定されています。

① 監視の方法

工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の施工中及び工事の終了後において、それぞれ1回以上（当該作業の施工の期間が6日を超える場合、当該期間の6日ごとに1回以上、2区画以上の区画にわたって行われる場合、区画ごとに1回以上）

② 測定位置

敷地境界線のうち換気装置の排出口に最も近い場所を含む周辺4方向

③ 測定方法

次に掲げる方法のうち、石綿の種類（クリソタイル、トレモライトその他の石綿の種類をいう。）に応じて適切であると認められるものにより測定する。

ア 法施行規則第16条の2及び第16条の3第1号の規定に基づき、環境大臣が定める石綿に係る濃度の測定方法の例による方法（「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」（平成元年12月27日環境庁告示第93号））

イ 十分な精度を有するものとして知事が別に定める方法（「石綿モニタリングマニュアル」（環境省）に基づく方法とする。）

すなわち、石綿の種類に応じ、次のとおり測定を行う。

【石綿の種類がクリソタイルのみの場合】

石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法又は石綿モニタリングマニュアルに基づく測定法

【石綿の種類がクリソタイルのほかにも含まれる場合又は不明な場合】

石綿モニタリングマニュアルに基づく測定法

問7 大気汚染防止法の石綿に関する規制の内容は？

● 大気汚染防止法改正の概要

石綿を使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

1. 背景

- ① 平成18年までに施工された、石綿使用の可能性がある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加。
- ② 建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認された。
- ③ 法では届出のない現場への立入権限がなく、大気濃度測定の義務がないことなどが問題になった。
- ④ 東日本大震災の被災地においても、石綿を用いた建築材料が使用されている建築物や煙突内部の石綿除去工事、解体工事において、石綿の飛散事例が確認された。

→法改正をして、建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要

2. 概要

【解体等工事の事前調査及び説明の義務付け】

解体等工事の受注者等は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられた。

【届出義務者の変更】

特定粉じん排出等作業(*)の実施の届出義務者が、工事の施工者から、工事の発注者又は特定工事を請負契約によらず自ら施工する者に変更された。

* 吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業

【立入検査等の対象の拡大】

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が加えられた。

【作業基準の改正】

作業基準に下記の規定を追加した。

- ① 作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認
- ② 集じん・排気装置の排気口において測定を実施し正常稼働していることを確認
- ③ ①、②の確認結果の記録・保存

3. 施行期日

平成26年6月1日

問8 廃棄物処理法の石綿に関する規制の内容は？

● 廃棄物処理法改正について

- ・ 国による無害化処理認定制度（平成18年改正）
- ・ 廃石綿等の埋立基準の強化（平成22年改正）

飛散防止措置後に二重梱包にして埋立

● 廃棄物処理法政省令改正のポイント（平成18年改正）

1. 廃石綿等の発生源の追加

- ・ 「建築物」 → 「建築物その他工作物」

2. 廃石綿等の種類の追加

- ・ 石綿が飛散するおそれのある「断熱材」及び「耐火被覆材」の追加

3. 「石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物」を定義

- ・ 工作物の新築・改築又は除去に伴って発生する廃棄物で、重量の0.1%を超えて含有するもの

4. 石綿含有廃棄物に係る処理基準の新設

- ・ 収集又は運搬を行う場合には、他のものと混合しないよう区分して行う
- ・ 破碎及び切断は、収集又は運搬に必要な場合及び溶融等の前処理に限ること
- ・ 収集又は運搬に必要な破碎及び切断の際は、湿潤化を行うこと
- ・ 処分（中間処理）又は再生の方法
 - ① 石綿含有一般廃棄物の場合
 - ・ 溶融処理、無害化処理、集塵設備により確実に粉じんを除去して行う破碎処理
 - ② 石綿含有産業廃棄物の場合
 - 溶融処理、無害化処理

5. 無害化処理認定施設基準の新設

- ・ 処理能力5t/日以上は無害化処理を設置する者に対し認定する←都道府県の許可と同等の条件（欠格事由等）あり
- ・ 実証試験が必要（施設規模の1/10以上の規模）

- 生活環境影響調査の義務あり
6. 都道府県による溶融施設基準の明確化
- 1500度以上の溶融処理
 - 処理能力の限定なし（0t～）
 - 生活環境影響調査の義務あり
7. 溶融物の安定型産業廃棄物への追加
- 廃棄物の種類は「鉱さい」であるが、安定型処分場での埋立処分が可能な廃棄物に指定
8. 石綿含有廃棄物の保管基準の新設
- 排出場所での保管基準→分別保管、梱包など飛散防止
9. 石綿含有廃棄物に関する情報の伝達義務の新設
- 帳簿への記載義務、マニフェスト及び委託契約書への記載義務
 - 最終処分場において、埋め立てた場所がわかる図面の作成保管

問9 建設リサイクル法の石綿に関する規制の内容は？

建設工事の実施にあたっては、『分別』と『リサイクル』が必要です。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行により、平成14年5月30日から、分別解体等及び再資源化等が義務づけられ、その実施を確保するため、工事の発注者や受注者は次のようなことを行う必要があります。

● 対象建設工事（建築物の解体工事の場合は床面積の合計80m²以上）の受注者の主な義務

- ① 事前に吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行う。
- ② 調査結果に基づき分別解体等の計画を作成する。
- ③ 発注者に対し、分別解体等の計画について書面を交付して説明する。
- ④ 対象建設工事の契約書面には、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を明記する。
- ⑤ 元請業者は、下請負人に対して発注者が知事又は特定行政庁の長に対して届け出た事項を告げる。
- ⑥ 付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じる。
- ⑦ 分別解体等の計画に従い、適正に工事を施工する。また、技術管理者による施工の管理、標識の掲示をする。
- ⑧ 元請業者は、再資源化等が終了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等実施状況の記録を作成して保存する。

● 対象建設工事の発注者の主な義務

工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、知事又は特定行政庁の長に届け出る。

問10 建築基準法の石綿に関する規制の内容は？

● 建築基準法による石綿規制の概要

石綿による健康被害を防止するため、建築物における石綿の使用を規制することとなりました。

1. 背景

吹付け石綿などの石綿を飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれがあるため、今後、石綿の飛散による健康被害が生じないよう、建築物における石綿の使用に係る規制を導入する。

2. 法改正の概要

石綿の飛散のおそれのある建築材料の使用を規制する。

※具体的には、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールが規制の対象

【規制の効果】

- ① 増改築時における除去等を義務づけ
- ② 石綿の飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施
- ③ 報告聴取・立入検査を実施
- ④ 定期報告制度による閲覧の実施

【施行期日】平成18年10月1日

3. 政令改正の概要

- ① 飛散することにより著しく衛生上有害な物質として石綿を定めること。
- ② 増改築時には、原則として石綿の除去を義務づけるが、増改築部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を超えない増改築時には、増改築部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を容すること。
- ③ 大規模修繕・模様替時には、大規模修繕・模様替部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容すること。
- ④ 工作物についても、石綿に関して建築物同様の規制を行うこと等

4. 省令・告示改正等の概要

(1) 建築基準法施行規則の改正の内容

- ・建築基準法及び建築基準法施行令の改正に伴い必要となる確認申請図書を定めること等

(2) 石綿等を飛散又は発散させるおそれがない石綿等をあらかじめ添加した建築材料を定める告示の内容

- ・石綿等を飛散又は発散させるおそれがない石綿等をあらかじめ添加した建築材料として、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料を定めること。

(3) 封じ込め及び囲い込みの措置の基準を定める告示の内容

① 封じ込めの措置の基準

- ・建築基準法第37条により認定された石綿飛散防止剤（以下「防止剤」という。）を用いて、石綿が添加された建築材料を被覆し、又は添加された石綿を建築材料に固着させること。
- ・石綿が添加された建築材料に著しい劣化、損傷がある場合に当該部分から石綿が飛散しないようにする措置を行うこと等

② 囲い込みの措置の基準

- ・石綿が添加された建築材料を板等の石綿を透過しない材料で、囲い込むこと。
- ・石綿が添加された建築材料に著しい劣化や損傷がある場合に当該部分から石綿が飛散しないようにする措置を行うこと等

(4) 平成12年告示第1446号の一部を改正する告示の内容

- ・封じ込めの措置に用いる防止剤を建築基準法第37条第2項の認定の対象に追加すること。
- ・防止剤の品質に関する技術的基準として次の内容を定めること。

- ① 次の品質基準及びその測定方法を定めること。
- イ 防止剤の塗布量の下限の基準値が定められていること。
 - ロ 防止剤を塗布した建築材料に空調機器等の風が作用した際に、当該建築材料から飛散する繊維が認められないこと。
 - ハ 防止剤を塗布した建築材料に図形物が衝突した際に、生じるくぼみの深さが防止剤を塗布しない場合と比較して大きくなく、脱落又は亀裂が生じない性能を有すること。
 - ニ 防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際に、防止剤による塗膜又は固着層の付着強さが低下しないこと。
- ② 検査項目として、防止剤の組成等を定め、資材の納品書による等のその検査方法を定めること。

問11 宅地建物取引業法の石綿に関する規制の内容は？

平成18年3月13日に宅地建物取引業法施行規則が改正され、①石綿調査、②耐震情報について、買主や借主に対し重要事項として説明することが追加され、同年4月24日から施行されました。

取引対象となる建物について、宅地建物取引業者は、石綿の使用の有無に関する調査結果が記録されているときは、その内容を重要事項説明として買主等に対して説明しなければなりません。

屋根材や壁材、断熱材、Pタイル、防音材など石綿の使用について、宅建業者はその調査結果の保存の有無を照会し、専門業者等の調査結果があれば、その内容を説明すれば足り、専門的な調査義務までは求めています。

既存の調査結果だけでは判明し難い場合には、管理会社等に照会するなど情報の補足を求める必要があります。

問12 石綿除去業者、廃棄物処理業者は？

● 石綿除去業者

先ず、建築物等の解体工事業を営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者ないし建設リサイクル法の規定による都道府県知事への登録をしている者であることが必要です。

そして、石綿作業主任者等、必要な資格者（問3参照）及び適正な作業を遂行できる技術を有していなければなりません。

石綿除去業者を探索する方法の例として次のようなものがあります。

① 公共工事受注業者

例えば東京都発注工事の競争入札参加資格者がホームページで閲覧できますが、この中で、石綿処理工事について検索することができます。

(<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/indexPbi.jsp>)

② (一財) 日本建築センターによる建設技術審査証明を受けている業者

吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術に関して、一定の審査項目について所定の技術を有しているとして自主的に証明し公表しています。同センター（TEL 03-5816-7511）に問い合わせてください。

③ 事業者団体加盟業者

(一社) JATI協会（TEL 03-5765-2381）、(公社) 全国解体工事業団体連合会（TEL 03-3555-2196）等に問い合わせてください。

● 廃棄物処理業者

廃石綿等の場合の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物処分業許可、石綿含有廃棄物の場合の産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可を受けているそれぞれの具体的な業者を探索する方法の例として次のようなものがあります。

① 許可業者

東京都知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に関する情報をホームページで検索できます。

(http://www.kankyo-sanpai.jp/sanpaisearch/search_input.aspx)

② 事業者団体加盟業者

(一社) 東京都産業廃棄物協会 (TEL 03-5283-5455) 等に問い合わせてください。

問13 石綿除去にかかる費用は？

国土交通省の発表によると、平成19年1月から同年12月までの1年間における施行実績データより算出した吹付け石綿処理費用 (1m²当たりの単価) の目安としてはおおよそ次のとおりです。(仮設、除去、廃棄物処理費等全ての費用を含む)

- | | |
|--|--|
| ① 石綿処理面積300m ² 以下の場合 | 20千円/m ² ～85千円/m ² |
| ② 石綿処理面積300m ² ～1,000m ² 以下の場合 | 15千円/m ² ～45千円/m ² |
| ③ 石綿処理面積1,000m ² 以上の場合 | 10千円/m ² ～30千円/m ² |

備考

- ・石綿の処理費用は状況により大幅な違いがある。
(部屋の形状、天井高さ、固定機器の有無など、施行条件により、工事着工前準備作業・仮設などの程度が大きく異なり、処理費に大きな幅が発生する。)
- ・特に石綿処理面積300m²以下の場合、処理面積が小さいだけに費用の目安の幅が非常に大きくなっている。
- ・処理費用の目安については、施工実績データから処理件数上下15%をカットしたものである。

※今後の情勢により、処理費用は変動する場合がある。【(社) 建築業協会調べによる。】

石綿除去等に要する経費の融資については各地方自治体で制度を運営しています。

例えば、東京都の中小企業制度融資においては、経営支援融資「区市町村認定書不要型」制度によって石綿対策に伴う設備・運転資金を融資しています(東京都 産業労働局 金融部 金融課 金融係 金融相談担当TEL 03-5320-4877にお問い合わせください。)

この他、区市町村において各種の石綿除去費補助など公的支援制度を設けているところがありますのでそれぞれご確認ください。

問14 建築物に石綿がある場合の対処の仕方は？

石綿障害予防規則では、労働者が就業する建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはばく露するおそれがあるときは、当該石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされています。

また、天井裏等、通常労働者が立ち入らない場所における設備の点検等、臨時の作業に就く場所に上記のようなおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣の使用が義務付けられています。

なお、石綿が吹き付けられていることが明らかとなった場合には、石綿の粉じんにはばく露するおそれがある旨を労働者に対し情報提供することが望まれます。

したがって、建築物において、石綿含有吹付け材の有無や、その損傷、劣化等の状態、使用頻度、石綿粉じん濃度等を点検、確認し、その状況に応じて総合的に勘案して判断の上、除去等の措置をとる必要があります。

また、除去等の措置が必要ない場合であっても、将来的に損傷、劣化等により石綿粉じんが発散するおそれがあるため、定期的に点検するとともにその結果を適切に保存するべきです。

具体的な点検の方法、除去等の措置の必要性の判断、措置の工法の選定、措置後の維持管理方法等については、次の資料が参考となります。

- ・「民間建築物等のための建築物アスベスト点検の手引き」
東京都 環境局 環境改善部 発行
- ・「吹き付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」
東京都 福祉保健局 健康安全室 発行
- ・「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」
(一社) JATI協会 発行
- ・「改訂 既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006」
(一財) 日本建築センター 発行

問15 石綿に係る法令施行等の経緯は？（主に労働安全衛生関係）

(1960年)

昭和35年 ・じん肺法が制定され、じん肺健康診断の義務付け

(1971年)

昭和46年 ・特定化学物質等障害予防規則の制定、製造現場等における予防対策措置
特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）が制定され、第2類物質として、
①局所排気装置の設置、②容器等への取扱い注意事項等の表示、③作業主任者の選任、
④作業環境測定の実施、⑤保護具の備え付け等の規制の義務付け

(1972年)

昭和47年 ・労働安全衛生法制定、施行
・ I L O、W H Oの専門家会議で石綿ががん原性物質であることが認められる。

(1975年)

昭和50年 ・建設現場等における対策を強化、石綿をがん原性物質として特別管理物質とし規制強化
特化則の改正により、①石綿等の吹き付け作業（5%超含有）の原則禁止、②特定作業における湿潤化による石綿等の発散防止、③石綿に係る特殊健診の義務付け等による規制強化

(1987年)

昭和62年 ・建築基準法施行令を改正し、耐火材例示から石綿を削除

(1988年)

- 昭和63年
- 新たに石綿の管理濃度を策定、作業場所を一定濃度以下に管理
作業環境評価基準（告示）により、管理濃度を導入（2本/cm³、ただしクロシドライトは0.2本/cm³）

(1989年)

- 平成元年
- 大気汚染防止法の改正により、特定粉じん発生施設を規定し、敷地境界基準（10本/l）による規制

(1992年)

- 平成4年
- 廃棄物処理法の改正により、吹付け石綿の廃棄物を「廃石綿等」として特別管理産業廃棄物として規制

(1993年)

- 平成5年
- E U がアモサイト及びクロシドライトの使用禁止
 - 米国が一部の石綿製品の使用禁止

(1995年)

- 平成7年
- 労働安全衛生法施行令の改正により、アモサイト（茶石綿）及びクロシドライト（青石綿）並びにこれらの含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止（1%超含有）
 - 労働安全衛生規則の改正により、耐火建築物等における石綿除去作業に関する計画の届出の義務付け
 - 特化則の改正により、①特定作業における保護具、作業衣等の使用、②解体工事における石綿等の使用状況の調査、③吹き付けられた石綿等の除去作業における作業場所の隔離等による規制強化

(1996年)

- 平成8年
- 労働安全衛生法施行令の改正により、健康管理手帳の交付対象業務に追加

(2003年)

- 平成15年
- 労働安全衛生法施行令の改正により、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿の含有製品（建材、摩擦材、接着剤）の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止（1%超含有）（平成16年10月1日施行）

(2004年)

- 平成16年
- 禁止が猶予されている石綿含有製品の代替化を計画的に行うよう関係団体に要請
作業環境評価基準（管理濃度）改正（0.15本/cm³）（平成17年4月1日施行）

(2005年)

- 平成17年
- E U が石綿の使用等の禁止

(2005年)

- 平成17年
- 石綿障害予防規則の施行（7月1日）
 - 今後、石綿製品が使用された建築物の解体等が増加すること等から、建築物の解体作業等における石綿健康障害防止対策の充実を図るため、新たに「石綿障害予防規則」を制定

(2006年)

- 平成18年
- 労働安全衛生法施行令の改正により、①石綿等の製造等の原則全面禁止、②規制の対象となる有害物の範囲を石綿等0.1%超含有に拡大（9月1日施行）
 - 石綿障害予防規則の改正により、吹付け石綿の封じ込め、囲い込み作業に係る措置の内容等を新たに盛り込む（9月1日施行）

(2007年)

- 平成19年
- ・労働安全衛生法施行令の改正により、石綿等の製造等の全面禁止が当分の間猶予されている製品等のうち、非石綿製品への代替化が可能となった一部の製品の製造等の禁止（10月1日施行）
 - ・労働安全衛生規制の改正により、石綿健康管理手帳の交付要件を拡大（10月1日施行）

(2008年)

- 平成20年
- ・労働安全衛生法施行令の改正により製造等禁止除外製品（ポジティブリスト）のうち非石綿製品への代替化が可能となった一部の製品の製造等禁止（平成21年1月1日以降、一部製品は平成20年12月1日以降製造等が禁止）

(2009年)

- 平成21年
- ・労働安全衛生法施行令並びに石綿障害予防規則及び労働安全衛生規則の改正により、石綿等の間接ばく露者に対する健康管理対策拡充（特殊健康診断の対象業務、健康管理手帳の交付対象業務の各見直し等）、隔離を要する作業の拡大や吹付け石綿除去作業における電動ファン付き呼吸用保護具等使用の義務付け等が盛り込まれた建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の充実（4月1日施行）鋼製の船舶の解体等の作業において講ずべき措置の追加（7月1日施行）

(2010年)

- 平成22年
- ・労働安全衛生法施行令の改正により製造等禁止除外製品（ポジティブリスト）のうち非石綿製品への代替化が可能となった一部の製品の製造等禁止（平成22年3月1日以降、一部製品は平成22年2月1日以降製造等が禁止）

(2011年)

- 平成23年
- ・労働安全衛生法施行令の改正により製造等禁止除外製品（ポジティブリスト）のうち非石綿製品への代替化が可能となった一部の製品の製造等禁止（平成23年3月1日以降）
 - ・石綿障害予防規則の改正により、鋼製の船舶の解体等作業において、隔離の措置、電動ファン付き呼吸用保護具等の使用等、建築物等の解体等作業と同等の措置を義務付け（8月1日施行）

(2012年)

- 平成24年
- ・労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令により、石綿等の製造等の禁止が当分の間猶予されている製品（ポジティブリスト）について、非石綿製品への代替化が全て可能となったため、猶予措置を撤廃し、全面禁止（平成24年3月施行）
 - ・「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針を定め事前調査等の徹底を図る（平成24年5月9日公示）」

(2014年)

- 平成26年
- ・石綿障害予防規則の改正により、隔離の措置における漏洩点検及び石綿等が使用されている保温材等が張り付けられた建築物等における業務に係る措置の充実を義務付け（平成26年6月1日施行）
 - ・併せて建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針を見直し、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の公表（平成26年6月1日適用）
 - ・労働安全衛生法の一部を改正する法律により、電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡等制限及び型式検定の対象に追加（平成26年12月1日施行）

問16 石綿を吸い込んだ可能性があり心配ですが？

次の資料等を参考にして作業の内容や取り扱っていた石綿製品を確認し、石綿ばく露の有無をチェックして、保健所、産業保健推進センター又は労災病院の相談窓口（問い合わせ先は、第6「相談対応の体制」の項を参照）や石綿関連疾患に詳しい医療機関に相談されることをお勧めします。

- 「石綿ばく露歴把握のための手引」

石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会－厚生労働省ホームページで閲覧できます。

なお、日常生活で、次のような症状が出てきたときは、上記の窓口相談されるか、かかりつけ医又は最寄りの医師の診察を受けましょう。

- 息切れがひどくなった場合
- せきやたんが以前に比べて増えた場合やたんの色が変わった場合
- たんに血液が混ざった場合
- 顔色が悪いと注意された場合や爪の色が紫色に見える場合
- 顔がはれぼったい場合、手足がむくむ場合や体重が急に増えた場合
- はげしい動悸がする場合
- かぜをひいて、なかなか治らない場合
- 微熱が続く場合
- 高熱が出た場合
- 寝床に横になると息が苦しい場合
- 食欲がなくなった場合や急にやせた場合
- やたらに眠い場合

今健康に支障がない場合でも、石綿による健康障害は、潜伏期間が数十年と長い場合があります。石綿にばく露するような作業に従事していた等の事情があれば、1年に1回は胸部レントゲン撮影等による健康診断を受診されることをお勧めします。

問17 石綿に関する健康診断を実施している機関は？

労働安全衛生法、じん肺法で定められている健康診断を実施するに当たっては、法定の項目を確実に実施して所見の有無等を的確に判定するため、必要な機器を備え、かつ専門の医師が対応できる医療機関又は健診機関を選定することが望まれます。したがって、かかりつけ医や自治体健診医と相談して専門医を紹介してもらうか、内科、呼吸器科等を受診してください。

石綿に関する健康診断を実施している機関を選定する際の参考として次の団体があります。

- （独）労働者健康安全機構－労災病院
P67参考ホームページ
P25関東地区の労災病院一覧表
- （公社）全国労働衛生団体連合会（全衛連）
P67参考ホームページ

- ・東京都産業保健健康診断機関連絡協議会（都産健協）

会員機関については、東京労働局労働基準部健康課又は管内労働基準監督署にお問い合わせください。

問18 石綿健康診断とじん肺健康診断等の関係は？

石綿障害予防規則、じん肺法及び労働安全衛生規則で定められている健康診断の内容については第4（P18～19）で説明されていますが、それぞれの健康診断の項目で重複しているものがあります。例えば石綿健康診断及びじん肺健康診断の場合、両方の健康診断に共通の項目である胸部エックス線直接撮影による検査をそれぞれ行う必要があるか、それとも省略できるかという疑問があります。

このことに関連して、じん肺法第10条に「事業者は、じん肺健康診断を行った場合においては、その限度において、労働安全衛生法…の健康診断を行わなくてもよい。」旨の規定があります。これは、事業者負担の軽減を図る等のための規定で、例えば、じん肺健康診断でエックス線検査を行った場合は労働安全衛生法の健康診断（石綿健康診断等）でこれに相当する検査は行わなくてもよいという趣旨です。

また、じん肺法施行規則第10条に、「事業者は、…じん肺健康診断を行う場合において、当該じん肺健康診断を行う日前3月以内に…検査の全部若しくは一部を行ったとき…は、当該検査に相当するじん肺健康診断の一部を省略することができる。」旨の規定があります。これは、じん肺健康診断相互間又はじん肺健康診断と他の健康診断との間の調整を図るためのものです。すなわち、石綿健康診断で胸部エックス線直接撮影を行ってから3月以内にじん肺健康診断を実施するような場合は、胸部エックス線直接撮影が省略できることとなります。

なお、例えば石綿健康診断及びじん肺健康診断を併せて行うこととすれば、1回の胸部エックス線直接撮影を両健康診断の項目として実施したものとして、それぞれの健康診断の結果に記録する方法もあります。

問19 健康診断や診察を受けたところ、石綿による所見があるといわれたときは？

石綿にばく露した状況と所見や診断結果の内容等によって、じん肺管理区分決定申請、健康管理手帳交付申請、労災保険の給付請求、石綿救済法による救済給付請求等の手続きができますので、医師の診断結果と石綿ばく露状況（職業歴等）を可能な限り具体的に確認して都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

これらの手続きをする際、石綿関係の業務に従事した等の事業者の証明が必要な場合がありますが、石綿にばく露した場所（事業場）がよくわからない場合や既に事業場が廃業等のため存在しない場合等でも、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。詳しくお話を伺い、必要な調査を行って対応します。

問20 健康診断、健康管理手帳に関する手続きは？

事業者が、石綿健康診断、じん肺健康診断及び一般健康診断を実施したときは、①その結果を記録する、②結果を労働者本人へ通知する、③医師の意見を聴取し記録する、④医師の意見を参考にして労働者の就業上の措置を決定する、⑤場合によって労働基準監督署に結果報告等を提出する、⑥場合によってじん肺管理区分決定を受けるため都道府県労働局にエックス線写真等を提出する等の措置を講じたり、手続きを行う必要があります。

また、労働者又は労働者であった者が、受診した健康診断等の結果に応じて、⑦じん肺管理区分決定申請をする、⑧健康管理手帳交付申請をする手続きを行う場合があります。

このうち①③の記録様式、⑤の報告様式、⑥⑦の申請等様式、⑧の申請様式は次のとおりです。

①③の記録様式

- ・石綿健康診断を実施したとき→『石綿健康診断個人票』
- ・じん肺健康診断を実施したとき→『じん肺健康診断結果証明書』
- ・一般健康診断を実施したとき→『健康診断個人票』

⑤の報告様式

- ・石綿健康診断を実施したとき（健康診断を実施の都度、所轄労働基準監督署長に提出）→『石綿健康診断結果報告書』
- ・じん肺健康診断の必要な粉じん作業があるとき（毎年12月31日現在における健康管理の実施状況を翌年2月末日までに所轄労働基準監督署長に提出）→『じん肺健康管理実施状況報告』
- ・定期の一般健康診断を実施したとき（常時50人以上の労働者を使用する場合、健康診断を実施の都度、所轄労働基準監督署長に提出）→『定期健康診断結果報告書』

⑥⑦の申請等様式

- ・事業場が申請するとき（じん肺健康診断の結果、じん肺の所見があったとき、所轄労働局長に提出）→『エックス線写真等の提出書』
- ・本人が申請するとき（離職後の場合は住所地の都道府県労働局長に提出）→『じん肺管理区分決定申請書』

⑧の申請様式

- ・『健康管理手帳交付申請書』（事業者の証明書等を添付して、離職後は、住所地の都道府県労働局長に提出します。）

氏名	生年月日		年 月 日		記入年月日		年 月 日	
	性別	男 ・ 女						
業務名								
健康診断の時間 記入し、配置替え(定期)								
第一次健康診断	健診年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	既往歴							
	検査又は検査の項目							
	医師の診断及び第二次健康診断の要否							
	健康診断を実施した医師の氏名 印							
	備考							
第二次健康診断	健診年月日							
	作業条件							
	検査又は検査の項目							
	医師の診断							
	健康診断を実施した医師の氏名 印							
	備考							
医師の意見								
意見を述べた医師の氏名 印								

業 務 の 経 歴							
現在の勤務先に来る前	業務等	期間	年数	現在の勤務先に来てから	業務名	期間	年数
	事業場名	年 月 から	年 月			年 月 から	年
	業務名	年 月 まで				年 月 まで	
	事業場名	年 月 から	年 月			年 月 から	年
	業務名	年 月 まで				年 月 まで	
	事業場名	年 月 から	年 月			年 月 から	年
	業務名	年 月 まで				年 月 まで	
	事業場名	年 月 から	年 月			年 月 から	年
	業務名	年 月 まで				年 月 まで	
	事業場名	年 月 から	年 月			年 月 から	年
業務名	年 月 まで			年 月 まで			
業務に従事した期間の合計			年 月		年 月 から	年	
					年 月 まで		

(22)

- 1 第一次健康診断及び第二次健康診断の「検査又は検査の項目」の欄は、業務ごとに定められた項目についての検査又は検査をした結果を記載すること。
- 2 医師の診断の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 3 医師の意見の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

[illegible]

備考 第十条第二項の規定によりたんに同する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る
 額の記入を要しないこと。

様式第8号(第27次改訂)

じん肺健康管理実施状況報告

80308

ページ / ページ

労働保険 番号		在籍労働者 (12月末日現在)	人
事業場 の名称		事業 の種類	
事業場の 所在地	郵便番号 ()	電話 ()	

対象期間	平成	締切年月日	平成
------	----	-------	----

定期健康診断 実施機関の名称	
定期健康診断 実施機関の所在地	

被じん作業従事労働者数 (12月末日現在)									
被じん 作業コード		被じん 作業コード		被じん 作業コード		被じん 作業コード		被じん 作業コード	
上記作業従 事労働者数		上記作業従 事労働者数		上記作業従 事労働者数		上記作業従 事労働者数		上記作業従 事労働者数	
本年中に実施したじん肺健康診断実施者の延数									
(H) 定期健康診断 (計表4番)									
計 (イ) ~ (ロ) (イ) ~ (ニ) (ハ) 定外健康診断 (計表5番)									
小計 第1号 第2号 第3号 第4号 小計 定外健康診断 (計表5番)									
定期健康診断 (計表4番) 定期健康診断 (計表5番) 定期健康診断 (計表5番)									

(※1) 被じん作業従事労働者及び被じん作業に従事したこととなる労働者のじん肺管理区分の内訳 (12月末現在)									
計	(イ)	有症状者数小計	(ロ)	(ハ)	(ニ)	管理 3.00	(ホ)	管理 4.	その他
(イ)~(ホ)	管理 1	(イ)~(ホ)	管理 2	管理 3 イ	管理 3 ロ	PR(A,B)	PR(C)	F(※)	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(※2) じん肺管理区分が管理2又は管理3である労働者で、じん肺施行規則第1条各号に掲げる合併症により、本年中に療養を開始したもの的人数									
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

氏名	
所属医療機関の 名称及び所在地	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長経由

労働局長殿

印

受 付 印

[illegible]

様式第2号(第13条関係)

エックス線写真等の提出書				
事業の種類	事業場の名称		事業場の所在地	
			郵便番号()	
			電話()	
		受診対象労働者数	受診労働者数	
			計	じん肺の所見がないと診断された労働者
実施したじん肺健康診断	就業時健康診断(法第7条)			
	定期健康診断(法第8条)	現に粉じん作業に従事している労働者		
		粉じん作業から作業転換した労働者		
	定期外健康診断(法第9条)			
	離職時健康診断(法第9条の2)			
	計			
当該提出に係るじん肺管理区分決定対象労働者数				
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料			

年 月 日

事業者 職

氏名

労働局長 殿

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「実施したじん肺健康診断」の欄は、当該エックス線写真等の提出に係る実施したじん肺健康診断について記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第6号 第20条関係)

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		郵便番号()
		電話()
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定 に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する(労働者)であることに相違ありません。 平成 年 月 日 職 事業者 氏 名 印	
事業者の 確認	請	否
平成 年 月 日 郵便番号() 住 所 申請者 電 話() 氏 名 印 労働局長殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の書面」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの書面を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に起きている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」は、氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

様式第7号（第53条関係）

健康管理手帳交付申請書

手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、砒素、コaltar、ビス（クロメチル）エーテル、ベリリウム、ペンソトリクロリド、塩化ビニル、石棉、1、2-ジクロロプロパン		
（ふりがな）氏名		性別	男・女
生年月日	（明治・大正・昭和・平成）年 月 日生		
住 所	郵便番号 都 道 府 県 電話 （ ）		

労働安全衛生法第67条の規定により、健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者.....

東京労働局長 殿

備 考

- 1 労働安全衛生規則第53条第3項の書類を添付すること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第1号

従事歴申告書(健康管理手帳交付申請書添付用)

ふりがな	性別	生年月日
氏名	男 女	年 月 日
住所	〒	
該当交付要件(石棉業務の申請に限る) 右記の交付要件で該当すると思われるものに○を1つ付けてください。 (1. のeに○がある場合、胸部所見及び従事歴の両方の審査を行い、交付・不交付の決定通知をお送りします。)		1. 石棉を製造し、又は取り扱う業務 () a「胸部所見」 () b「従事歴」 () c「胸部所見」、「従事歴」の両方 2. 石棉を製造し、又は取り扱う業務の周辺業務 () 「胸部所見」
職歴(申請している健康管理手帳に係る業務の職歴を記載してください。)		
従事期間	事業場の名称と所在地	従事した業務
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者：.....

様式第3号

従事歴証明書(事業者記載用)(石棉)

ふりがな			
申請者氏名			
雇入年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
① 事業場の主な業務内容			
② 申請者の石棉に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	1. 石棉等を製造し、又は取り扱う業務 () 石棉等の製造作業 () 石棉等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、撤去若しくは除去の作業 () 石棉等の吹付けの作業 () 石棉等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業 () 上記以外の石棉等を取り扱う作業 2. 石棉等を製造し、又は取り扱う業務の周辺業務 () 石棉を製造し、又は取り扱う作業場内における1. 以外の作業 3. その他 () 1. 及び2. 以外の作業		
④ ②に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)		
⑤ ④に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑥ ④に記載された従事期間における石棉健康診断の実施状況	有 ・ 無 ・ 不明		
⑦ ④に記載された従事期間における石棉に係るじん肺健康診断の実施状況	有 ・ 無 ・ 不明		
⑧ 備考欄 (貴事業場の名称が合併・分社化等により変更され、申請者が②の業務に従事していた時期の事業場の名称と異なる場合は、事業場の沿革等を記載してください。)			

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

証明者(事業者) 事業場の名称：.....

所在地：.....

代表者：.....

(注意)：事業者が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。



2 参考図書

- ① 中央労働災害防止協会編『石綿障害予防規則の解説』中央労働災害防止協会
- ② 中央労働災害防止協会編『なぜアスベストは危険なのか』中央労働災害防止協会
- ③ 中央労働災害防止協会編『石綿作業主任者テキスト』中央労働災害防止協会
- ④ 建設業労働災害防止協会編『新版 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル』建設業労働災害防止協会
- ⑤ 建設業労働災害防止協会編『改訂 建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防－特別教育用テキスト－』建設業労働災害防止協会
- ⑥ 厚生労働省補償課監修 日本医師会推薦『産業保健ハンドブック 石綿関連疾患－予防・診断・労災補償－』産業医学振興財団
- ⑦ (独)労働者健康福祉機構編『増補改訂版 アスベスト関連疾患日常診療ガイド アスベスト関連疾患を見逃さないために』労働調査会
- ⑧ (一社)JATI協会編『既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針』JATI協会
- ⑨ 国土交通省住宅局建築指導課編集協力『改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006』日本建築センター
- ⑩ 環境省『建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014』環境省
- ⑪ 環境省『災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル』環境省
- ⑫ 東京労働局労働基準部・東京労働局管内建物解体工事安全衛生対策協議会編『解体工事の災害防止の手引き－PART1－』東京労働局労働基準部・東京労働局管内建物解体工事安全衛生対策協議会
- ⑬ 東京都『アスベストQ & A』東京都
- ⑭ 東京都環境局『建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル』東京都環境局環境改善部
- ⑮ 東京都環境局『アスベスト成形板対策マニュアル』東京都
- ⑯ 東京都環境局環境改善部『民間建築物等のための建築物アスベスト点検の手引き』東京都環境局環境改善部
- ⑰ 東京都福祉保健局『アスベストの基礎知識と指導マニュアル』東京都福祉保健局健康安全室環境保健課
- ⑱ 森永謙二『職業性石綿ばく露と石綿関連疾患－基礎知識と労災補償－』三信図書
- ⑲ 森永謙二『アスベスト汚染と健康被害』日本評論社
- ⑳ (株)労働新聞社編『一読でわかる石綿健康被害救済法』労働新聞社
- ㉑ (独)環境再生保全機構^{アスベスト}『石綿と健康被害 石綿による健康被害と救済給付の概要』環境再生保全機構

3 参考ホームページ（順不同）

- 東京労働局（石綿－アスベスト－関連のお知らせ）
<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
- 厚生労働省（アスベスト－石綿－情報）※アスベスト訴訟における和解手続
<http://www.mhlw.go.jp/>
- 東京都（アスベスト情報サイト）
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>
- 環境省（石綿（アスベスト）問題への取組をご案内します）
<http://www.env.go.jp/>
- 国土交通省（アスベスト問題への対応について）
<http://www.milt.go.jp/>
- 経済産業省（アスベスト代替化製品対策検討会報告書の取りまとめについて）
<http://www.meti.go.jp/>
- 総務省（アスベスト問題への対応について）
<http://www.soumu.go.jp/>
- 建設業労働災害防止協会
<http://www.kensaibou.or.jp/>
- 独立行政法人労働者健康福祉機構（アスベスト（石綿）問題に関する情報提供コーナー）
<http://www.rofuku.go.jp/>
- 公益社団法人日本作業環境測定協会（石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧）
<http://www.jawe.or.jp/>
- 中央労働災害防止協会
<http://www.jisha.or.jp/>
- 公益社団法人全国労働衛生団体連合会（石綿健康診断を実施している全衛連会員機関一覧）
<http://zeneiren.or.jp/>
- 独立行政法人環境再生保全機構（石綿健康被害救済給付の概要）
<http://www.erca.go.jp/>
- 環境省地方環境事務所（石綿（アスベスト）による健康被害の救済に関する法律に係る受付窓口）
<http://www.env.go.jp/>
- 一般社団法人JATI協会（旧社団法人日本石綿協会）
<http://www.jati.or.jp/>

石綿障害予防規則に定める措置事項（抜粋）

1 事前調査（第3条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破碎等の作業、
②石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業、を行うときはあらかじめ、当該建築物等について、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果、使用の有無が明らかとならなかったときは、さらに分析調査し、これらの調査結果を記録し、また、これらの調査結果の概要等について掲示しなければなりません。

ただし、石綿が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているものとみなし、法令に定める措置を講ずるときは、分析調査についてはこの限りではありません。

2 作業計画（第4条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破碎等の作業、
②封じ込め又は囲い込みの作業、を行うときはあらかじめ、以下に示した作業計画を定め、その計画により作業を行うとともに、労働者に周知させなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 作業を行う労働者への石綿の粉じんのばく露を防止する方法

3 作業の届出（第5条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破碎等の作業における石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、②石綿の封じ込め又は囲い込みの作業、③これらに類する作業、を行うときは、あらかじめ、労働基準監督署長に届書等を提出しなければなりません。

4 吹き付けられた石綿の除去等に係る措置（第6条関係）

①石綿が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業における当該石綿を除去する作業、②切断等を伴う石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、③石綿の封じ込め又は切断等を伴う囲い込みの作業、を行う場合には、これらの作業を行う場所のそれ以外の作業を行う作業場所からの隔離や集じん排気装置の使用、作業場所・前室の負圧の保持、作業場所の出入り口における前室の設置、洗身室と更衣室の併設、漏えいなどの点検をしなければなりません。

5 切断等を伴わない保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置（第7条関係）

①切断等を伴わない石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、②切断等を伴わない囲い込みの作業、に労働者を従事させるときは、原則として作業場所に作業従事労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

特定元方事業者は、他の作業が保温材等の除去作業と同一の場所で行われるときは、除去作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業時間帯の調整等の措置を講じなければなりません。

6 石綿の使用の状況の通知（第8条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破碎等の作業、
②封じ込め又は囲い込み作業、を行う仕事の発注者は、その請負人に対し、当該仕事に係る建築物等における石綿の使用状況等を通知するよう努めなければなりません。

7 建築物の解体工事等の条件（第9条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破碎等の作業、
②封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の注文者は、石綿の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用、工期等について、法及びこれに基づく命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

8 建築物等に吹き付けられた石綿の管理（第10条関係）

事業者は、その労働者を就業させる建築物又は船舶に吹き付けられた石綿又は石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。

当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿については、事業所又は工場の用に供される建築物の貸与者が同様の措置を講じなければなりません。

9 労働者を臨時に就業させる建築物等における措置（第10条関係）

労働者を臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿又は石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。

10 石綿の切断等の作業に係る措置（第13条、第14条関係）

以下のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、原則石綿等を湿潤な状態のものとするとともに、石綿の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければなりません。また、呼吸用保護具、作業衣（又は保護衣）を使用させなければなりません。

- ① 石綿の切断、穿孔、研磨等の作業
- ② 石綿を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- ③ 石綿の封じ込め又は囲い込みの作業
- ④ 粉状の石綿を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- ⑤ 粉状の石綿を混合する作業
- ⑥ ①～⑤の作業において発散した石綿の粉じんの掃除の作業

11 立入禁止措置（第15条関係）

石綿を取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

12 石綿作業主任者の選任（第19条、第20条関係）

石綿を取り扱う作業については、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、以下の事項を行わせなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が石綿の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、ブッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を点検すること。

13 特別の教育（第27条関係）

①石綿が使用されている建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込みの作業、に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、所定の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければなりません。

14 掃除の実施（第30条関係）

作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行わなければなりません。

15 洗浄設備（第31条関係）

石綿を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければなりません。

16 容器等（第32条関係）

石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示するとともに、石綿の保管については、一定の場所を定めなければなりません。

石綿の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければなりません。

17 使用された工具等の付着物の除去（第32条関係）

石綿を取り扱うために使用した足場、器具、工具等について、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではありません。

18 喫煙等の禁止（第33条関係）

石綿を取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません。

19 掲示（第34条関係）

石綿等を取り扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。

- ① 石綿を取り扱う作業場である旨
- ② 石綿の人体に及ぼす作用
- ③ 石綿の取扱い上の注意事項
- ④ 使用すべき保護具

20 作業の記録（第35条関係）

石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとします。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間（直接石綿を取り扱わない者にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿を取り扱う作業の概要及び作業に従事した期間）
- ③ 石綿の粉じんにより著しく汚染された事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

21 健康診断の実施（第40条、第43条関係）

石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後六月以内ごとに一回、また、常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、それぞれ定期的に、石綿に関する特殊健康診断を行わせなければなりません。

健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

22 保護具等の管理（第46条関係）

保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管し、また、保護具等に付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときはこの限りではありません。

23 事業廃止時の届出（第49条関係）

石綿等を取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書（様式第六号）に以下の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、労働基準監督署に提出しなければなりません。

- ① 作業の記録
- ② 石綿の空気中における濃度測定記録
- ③ 石綿健康診断個人票

